

婦人關係資料シリーズ
一般資料第二二二號

賣春に關する資料

No 22

勞働省婦人少年局

は し が き

婦人少年局では、売春問題に関心をもたれる方々のための参考資料として、さきに婦人関係資料シリーズ一般資料 第一七号「売春に関する資料」を出版しましたが、最近この資料を要望される方が非常に多いので、内容に増補改訂を加え、再収録して、ここに刊行することになりました。

売春に関する諸法令については、別に売春関係シリーズ法規関係第九号「売春に関する法令」を発刊しておりまますから、あわせて御参考になれば幸いです。

一九五三年九月

目次

一 売春に関する年表

(終戦直後より昭和廿八年七月まで)

二 参考文書

(一) 通牒

- 1 外国軍駐屯地における慰安施設について (資料の一) 一七
- 2 公衆衛生対策に関する件 (資料の二) 一八
- 3 公娼制度廃止に関する件(依命通達) (資料の三) 一八
- 4 日本における公娼廃止に関する件 (資料の四) 二〇
- 5 公娼制度に関する件 (資料の五) 二〇
- 6 公娼制度廃止に関する指導取締の件 (資料の六) 二二
- 7 公娼制度 関する指導取締について 二三

(二) その他

- 1 公娼制度についての質問に対する首相答弁内容 (資料の一七) 四三

2. 勅令第九号法律化に伴い参議院において決議された附帯条件の要旨	(資料の一八)	四三
3. 日本の売春問題についての米陸軍の回答要旨	(資料の一九)	四三
4. 売春等処罰法案	(資料の二〇)	四四
(第二国会に提出されたもの)		
5. 売春等処罰法案	(資料の二一)	四五
(第十五国会に提出されたもの)		

三、各機関からの建議その他

(一) 婦人福祉中央連絡委員会報告書	(資料の二二)	四八
(二) 売春等処罰法案に対する建議書	(資料の二三)	五二
(婦人少年問題審議会々長より労働大臣宛)		
2. 売春等処罰法案に対する建議書について	(資料の二四)	五四
(労働大臣より労務庁総裁宛要望書)		
3. 要望書(婦人少年問題審議会々長より衆議院法務委員会委員宛)	(資料の二五)	五五
(三) 純潔問題に関し勅令第九号法制化に関する日本基督教婦人矯風会よりの請願	(資料の二六)	五六
(四) いわゆる人身売買事件対策要綱(中央青少年問題協議会)	(資料の二七)	五七

四、売春関係文献目録

(五) 女子及年少者の人身売買に関する報告書(行政監察委員会)	(資料の二八)	六〇
(六) 婦人福祉対策要綱		
(全国社会福祉協議会連合会、婦人福祉連絡協議会、全国婦人福祉施設連合会)	(資料の二九)	六一
(七) 売春問題の対策に関する答申書(婦人少年問題審議会より労働大臣へ答申)	(資料の三〇)	六五

戦前のもの
戦後のもの

官庁出版物

五、統計資料

(一) 全国における通称赤線区域及びこれに準ずるものの概数	八三
(二) 都道府県別種類別売春婦一覽表	八四
(三) 駐留軍基地周辺散娼数一覽表	八五
(四) 売春婦の状況(検査されたもの)	八六
(五) 売春婦並びにその相手方についての調査結果概要	八七
(六) 風紀に関する世論	八九
(七) 婦人福祉施設(特殊婦人寮)	九一

一、売春に関する年表

一 終戦直後から昭和二十八年七月まで
(この年表は、関係官公庁資料及び神奈川県婦人厚生会の高橋英啓氏の「婦人福祉推進の展開」によるところが多い)

○昭和二十年(一九四五年)

八月一八日警視庁保安課、花柳界業者代表を召集、進駐軍に対する公設慰安施設について協議す。

内務省警保局より各府県長官に対して、「進駐軍特殊慰安施設について」「無電を発送(資料の一)」この頃より各府県、占領軍進駐に備えて、公用慰安婦募集並びに配置がえ等が行われた。これは従に一般婦女子の防波堤意識を云々する原因となつた。

八月二六日花柳界業者代表により、株式会社Y A A 協会(特殊慰安施設協会)が結成され、二九日警視庁これを認可す。第一回接客婦募集(戦後処理の国家

的緊急施設、新日本女性を求むの募集広告)に応募者殺到、一三六〇名採用さる。

八月二七日Y A A 協会最初の募集として、大森小町區開業、慰安を求むる進駐軍兵士来筋。

九月二日総司令部警保第九項「日本政府は花柳病撲滅に努力すべし。本事業は既存の日本機関によりなされる。」が発せらる。(資料の二)

進合軍の進駐によりこの頃既に街娼娼婦発生、進合軍によりパンパンの名を輸入さる。

一〇月六日総司令部、花柳病対策を指令。
十一月一日花柳病予防法特令公布。

○昭和二十一年(一九四六年)

一月二日警視庁保安部より、公娼制度廃止に関する件(資料の三)

一月一五日この頃Y A A 教婦人矯風会、娼消会、国民純潔協会、日本キリスト教復興生活委員会、四団体の連名で内務大臣に即時娼妓取締規則廃止と残存制度撤廃を請願す。

東京都の貸座敷業者自発的に公娼廃止行り

一月二一日総司令部警保「日本における公娼制度の廃止に関する件」(資料の四)

一月二八日東京ではじめて街娼の一斉取締が行われた。検挙者数一八名。

二月二日内務省警保局長より警視総監府県長官に於て「公娼制度廃止に関する」通牒を発送。(資料の五)

娼妓取締規則及び関係法規は、同年二月二〇日まで一切廃止となる。

三月一日遊廓は特殊喫茶として日本人に再開される。この頃より街娼婦の手先として浮浪児の客引き出現。(公娼街にオフリミット)

五月二八日内務省警保局長より警視総監府県

長官に於て、「公娼制度の廃止に関する指導取締の件」(資料の六)

八月この月にはじめて全国一斉に街娼の取締を行つた。概数一五、〇〇〇名、東京都の検挙者数三〇七名。

八月二〇日内務省警保局長より警視総監府県長官に於て、「公娼制度の廃止に関する指導取締について」(資料の七)

九月二〇日警視庁「闇の女」について協議す。
二月二四日次官会議において私娼の取締並びに娼妓の防止、及び保護対策を決定。

(資料の八)
この頃一般婦女子に対する不当検束並に検診に抗議するため有志婦人団体により「婦人を守る大会」が開かれ、「婦人を守る会」誕生。

二月二六日厚生省社会局長より各都道府県長官に於て「婦人保護要綱」に関する通牒を発送。(資料の九)

三月二日内務省警保局長より警視総監府県長官に於て、「最近の風俗取締対策に

ついで「通牒を給す(資料一〇)」
三月一二日 特殊婦人の保護厚生施設として川崎
白菊寮はじめて開設さる(厚生省委託)
この年よりベンベンガルは売春婦一般に
通用され、オンリーワン、バスターライ、青カン
ジヤパン等の新用語通用。

○昭和二年(一九四七年)

一月六日 文部省社会教育局より各都道府県
長官に對し「純潔教育の奨励につい
て」の通牒をせらる(資料の一)
一月一五日 勅令九号「婦女に売淫をさせた者等
の処罰に關する勅令」公布。
三月 録司令部の推奨により婦人福祉中央
連絡委員会設置さる。
四月一八日 都内有志婦人団体、売春取締問題並
びに性病対策へ山形県上山温泉學
童の性病集團發生についての實際調
査について協議。
五月三日 新憲法施行。
前年六月より現在までに警視庁管下
売淫容疑者檢査数は一、四四一名。
八月下旬 厚生省性病予 法案作成に着手。

一〇月一〇日 全国性防予自治会(機主互助会)
が発足。
一〇月一一日 刑法改正により、強姦罪廃止。
十一月 終戦連絡事務局司法課「売淫行為
等禁止法案」を作成。
十二月二二日 婦人福祉中央連絡委員会、転落女
性の更生福祉に關する具体策を發
表。(資料の二二)

○昭和三年(一九四八年)

二月二三日 性病予防法草案成立。
二月 ニリデス、サンダースホーム設置、(混
血児を収容育成)
四月 厚生省発表によれば全国若者一、
〇六三名、酌婦一六、一八七名、
女給七、〇一九名、ダンター一六、
四〇六名。

五月一日 輕犯罪法公布。

五月二日 警察犯処罰令廃止。この廃止により
私娼の取締りができなくなつた。

五月二〇日 厚生省発表、關の女概數三八、八六
〇名。

六月一日 東京都で行つた浮浪者実態調査の結
果によれば、總數二、三八四名うち女
八九〇名、このうち關の女四五二名。
法務府より売春等処罰法案を第二国
会へ提出(資料の二〇)

六月一五日 行政執行法廃止さる。(売春容疑者
の臨検、強制検診、強制治療等は廢
止になる)
婦人厚生施設全國十七ヶ所、收容人
員九六〇名となる。

七月五日 第二国会閉会の為同法案は審議未了。
七月一〇日 宮城県、売淫取締に關する条令公布
七月一五日 性病予防法公布、九月一日より施行
一〇月二八日 婦人少年問題審議會より労働大臣に
売春等処罰法案に對する建議書を提
出。(資料の二三)

十一月一日 新潟県売春取締条例施行。
十一月三日 労働省、各都道府県に接客婦等の周
旋行為の取締に關する件通牒(資料

の一二

二月二二日 婦人少年問題審議會の建議により労働
大臣から法務總裁へ売春等処罰法
案に對する要望書を提出(資料の二
四)

二月二三日 婦人少年問題審議會より、衆議院、
參議院法務委員会宛に売春等処罰法
案に對する要望書を提出(資料の二
五)

○昭和四年(一九四九年)

一月一八日 山形県の身売児童二、五〇〇名と判
明。
一月 國立世論調査所「売春等処罰法案」
に對する世論調査を実施。
三月三日 労働省、各都道府県労働基準局に
特飲店の接客婦に對する労働基準法
の適用を厳にするよう通牒(資料の
一三)

三月五日 東京都売春取締条例について公聴會を開
く。

五月三一日 東京都「売春取締条例」制定。
五月二〇日 別府市、「街頭における売春取締条
例」制定。

八〇名、(初犯二二、三二七名、再犯以上三四、三五三名)
売淫の仲介者一、〇四二名、勅令九号違反一、〇四六件、一、一六七名
屈出性病患者三八六、九九〇名、この七二%が売春行為により感染、妊娠中絶二四六、一〇四件と發表さる
国際連合給会の三二対二(棄権一五)で人身売買及び売春行為の搾取禁止のための条約を決議一九五一年七月発効。

四月九日栃木県、「街頭その他における売春の取締に關する条例」公布。

八月一日広島県「死淫等取締条例」制定。

九月一日神奈川縣大和町、一荒淫等取締條例

制定

九月一日埼玉県朝霞町、「泉涇等取締条例」公布。

一〇月二五日大宮市「大宮市廃淫婦取締條例」制定

婦人少年局、年少労働者の調査報告書を発表。(従来は雇傭先の職種が

主として富裕農家であつたが最近け
都会周辺の特殊喫茶店が多くなつた。

二月初旬池上特飲街離段についで地元民婦

人団体、PTAによる反対運動起る
二月一日池上特設街建設問題について参議院

三月一日大阪府、市街頭等における売春勧誘

三月

三月八日法政保市。「風紀取締條例」制定。
三月五日平康市。「風俗保安條例」制定。

たもの、推計一五〇、〇〇〇名、これに取した費用三〇億、性病届出患者数二一八、二九九名、妊娠中絶四

昭和二十六年（一九五一年）

一月一日 香川県高松市、「亮春取締条例」公布。
一月一日 埼玉県、「亮春取締条例」公布。

この県条例施行により、大宮、朝霞、大和の各条例は二七年に入り廃止される。

東京都王子区の特飲街建設反対既成同盟結成さる。

一月五日豊中市の「御路敷における苑春献勝
行為等の取締条例」制定。

二月六日兵庫県芦屋町、一芦屋町風紀取締條例制定。

二月 四日奈良市「一街路等における京石舗装
行為等の取締条例」制定。

二月二十八日兵庫県川西市、「街路等における売

三月二〇日栃木県、「街頭その他に於ける売春

三月
厚生省見解、外人相手の売笑婦は七
万八千。

同一旅客用輕車兩從業者取締條例」制定。

五月一日婦人福祉全国委員長会館において第一婦人寮の実現方策望を決議（特殊婦

五月二日神崎レポートによる「本木事件」報

五月二十八日神戸市「亮法取締条例」制定。

この月、兒童相袖法違反摘發數六四四
件、昨年の三倍、殆んど人身売買。

厚生省調査の身売り児童数推定五、〇〇〇名身売り県の順位は、山形、

陽泰良、大阪、兵庫、神奈川で受
果の順位は神奈川、千葉、埼玉、福岡

東京大阪となり、これらの要入先
は特殊飲食店が大多数。

六月二日北海道千歲町、「千歲町風紀取締条

六月二日新潟県地方檢察庁、東京新宿の特殊飲食店主、小島清三を起訴。

この月上半期の警視庁扱、家出娘の数は七五八名、このうち八九名が転

落、五亞名が特飲店に売られていた。
七月一日 軽井沢町、「軽井沢売春取締条例」制定。

七月一六日 小倉市「小倉市風紀取締条例」制定。
八月一八日 カニニ参事議員、国会（一一）で

公娼制度復活について質問、これに
対し吉田首相より「請和会談後も公
娼復活の考えはない。」主旨の答辯
あり。（資料の一七）

八月 キリスト教婦人矯風会は勅令九号法制
化に関する請願書を作成、キリスト教
関係団体や婦人団体は呼びかけ全国的
に署名運動を展開（資料の二六）

八月三十一日 津久見市、「街頭における売春勧誘
等の取締条例」制定。

九月 四日 富士吉田市、「富士吉田市風俗保安
条例」制定。

九月二九日 西宮市、「売淫等取締条例」制定。
衆議院行政監察特別委員会、婦女及
び年少者の人身売買事件をとりあげ、
勅令九号施行以来この月までの違反
検挙五、五九六件

一〇月一八日 岐阜市「街路における売春に關
する諸行為取締条例」制定。

一〇月二三日 福岡県和白村、「和白村風紀取締
条例」制定。

一〇月二六日 函館市「風紀取締条例」制定。
一〇月二七日 新潟地方検察庁において都衛生局
予防課長「売淫は公衆衛生上有害
ではない。」と証言。

二月 二日 都内八十余婦人団体により「公娼
復活反対協議会」が結成され、キ
リスト教婦人矯風会並にキリスト教全
国協議会の三団体とともに引続き
勅令九号の法律化について運動を
展開。

二月一五日 青森県大三沢町、「売淫及び風紀
取締条例」制定。

二月二三日 焼津市、「道路等における売春勧
誘等取締条例」制定。

二月 八日 熊本市、「風紀取締条例」制定。
二月 一日 小樽市、「道路等における売春勧
誘等取締条例」制定。

この年まで、全国医師、助産婦取
扱混血児約一五万。
法務府扱、人身売買ブローカー公

三月二五日 中央社会福祉協議会に婦人福祉研
究委員会が設置され、四月一日第
一回会談開かる。

三月二九日 勅令九号の法律化、衆議院におい
て可決さる。

四月 一日 姫路市「売淫等取締条例」制定。
四月二一日 衆議院行政監察特別委員会「女子
及び年少者の人身売買に関する報
告書」を衆議院議長に提出し強力
な立法、行政措置を要望。（資料
の二八）

五月 六日 勅令九号参議院を通過国内法とな
る。（法律第一三七号「ポアダム
宣言受諾に伴い発する法務府關係
諸命令の指置に關する法律」）（
参議院においては資料の二八による
附帯条件がついた）

五月二八日 労働大臣、婦人少年問題特別委員会に
対し、売春問題の対策について諮
問す。

この頃より駐留軍基地風紀問題に
ついて市民の関心高まり、各雑誌

判六。〇〇日

国警集計未成年者家出概数一五、〇
〇〇名、妊娠中絶六三六、五二四件

〇昭和二十七年（一九五二年）

一月一〇日 福岡県、「風紀取締条例」制定。
一月二四日 米上院において日本にある進駐軍兵
舎附近の売淫が論議された。（資料の
一九）

二月二二日 尼崎市「尼崎市条例」制定。
二月一四日 次官會議において人身売買対策を決
定。（資料の一四、二七）

二月二九日 衆議院行政監察委員会、人身売買事
件について証人喚問を開始、新潟地
検の原検事、赤松区域に關する証言
を行う。

一月二二日 婦人福祉団体連合会主催、厚生省、
文部省、都道府県、中央社会福祉協
議会後援にて婦人福祉推進運動を全
国に展開。

三月 四日 厚生次官、衆議員行政監察特別委員
会において「赤線区域の黙認はやむ
なし」と証言

三月一三日 福岡県折尾町「特殊飲食店従業婦七名

説うてこの問題をとりあぐ。又基耶
周辺の遊家を宿とするペンペン増加
特に日曜の風紀最悪のために、日曜
授業実施の小、中学校現わる（月曜
ぶりかえ）

京都市「風紀取締条例」制定、
東京都内七婦人団体代表が赤線区域
の取締について警視庁当局に、また
参議院の附帯条件とされた売春单独
法の早期実現方を法務府に要望した
(資料の一八)

五月三十一日 京都市「風紀取締条例」制定
六月四日 東京都内七婦人団体代表が赤線区域の取締について警視庁当局に、また参議院の附帯条件とさした売春単独法の早期実現方を法務府に要望した
(資料の一八)

六月三日山梨県「山梨県風俗保安条例」制定
六月一日広島の新特飲街建設に市民の反対運動高まり、政界への陳情請願も活
激となり問題化してきたため参議院
厚生委員会より赤松、川崎、大野の
三代議員等実情調査に赴く。
基地に於ける風紀問題が見逃しがた

くなつたので、矯風会及びキリスト
 教青年会他二二団体が協議して純潔
 問題中央委員会が結成され、勅令九
 号法律化の後の事態に対処するため

結成される。

稱成員：一、三名。

日本側―外務、法務、文部、厚生、労働の各省から各一名、国警本部、

地方自治庁各一名米軍側一六名。
市川市「堯春等取締条例」可決。

虎春処罰法制定促進委員会結成、これに純潔問題中央委員会が改名したものである。なほ委員長久布白落実氏、副委員長神近市子、植村環の兩氏に決定。

婦人少年問題審議会では亮春問題の
対策を労働大臣に答申した。(資料
の三〇)

○昭和二八年（一九五三年）

三月三日売春等処罰法案第一五国会の参議院

へ議院立法として提出（資料の二）
三月一日国会解散のため同法案は審議未了。

三月一日 国立世論調査所では労働省婦人少年
三〇日局の依頼により全国四〇都市に於て

三月二三日虎春処罰法制定促進委員會では繰選

一五

参 考 文 書

(一) 通 牒

(資料の一)

昭和二十年八月十八日

外国軍駐屯地における慰安施設について

(内務省警保局長より庁府県長官宛の無電通牒)

外国軍駐屯地に於ては別記要領に依り之が慰安施設等設備の要あるも本件取扱に付ては極めて慎重を要するに付持に左記事項留意の上遺憾なきを期せられ度

記

- 一 外国軍の駐屯地区及時季は目下全く豫想し得ざるところなれば必ず貴県に駐屯するが如き感懐を懷き一般に動揺を来さしむが如きことなかるべきこと。
- 二 駐屯せる場合は急速に開設を要するものなるに付内部的には豫め手筈を定め置くこととし外部には絶対に之を漏洩せざること。
- 三 本件実施に當りて日本人の保護を趣旨とずるものなることを理解せしめ地方民をして誤解を生ぜしめるざること。

(別記)

外国駐屯軍慰安施設等整備要領

- 一 外国駐屯軍に対する營業行為は一定の区域を限定して従来の取締標準にかゝわらず之を許可するものとす。
- 二 前項の区域は警察署長に於て之を設定するものとし日本人の施設利用は之を禁ずるものとす。

- 三 警察署長は左の營業に付ては積極的に指導を行い設備の急速充實を図るものとする。
- 性的慰安施設
飲食施設
娯樂場
- 四 營業に必要なる娯女子は芸妓、公私娼妓、女給、酌婦、常習密売淫犯者等を優先的に之を充足するものとす。

(資料の二)

昭和二十年九月二十二日

日本帝國政府宛

主題 公衆衛生対策に関する件

連合國軍最高司令官は日本政府に対し左の処置をとることを指令す。

(一号より八号まで省略)

九 日本國民は花柳病撲滅に特に努力すべし。

本事業は既存の日本機關によりなされる。

(資料の三)

保風紀第十三号

昭和二十一年一月十二日

内務省保守部長

関係警察署長宛

公娼制度廃止に関する件 依命通達

公娼制度は社会風紀の保持上相当の効果を有し、来りたるも最近の社会情勢に鑑み、

公娼制度の廃止は必然の趨勢なるを以て今般左記に依り貸座敷及娼妓は之を廃業せしめ之等諸業者に付ては私娼として稼業継続を認め公娼制度を廃止致すことと相成たるを以て指導取締上遺憾なきを期せらるべし。

追而本措置は昭和二十一年一月十五日より実施す。

記

一 方針

現業者(貸座敷及娼妓)をして自発的に廃業せしめ之を私娼として稼業継続を許容す。

二 方法

- 1 現行貸座敷指定地域をその儘私娼黙認地域として認むること。
- 2 既存の貸座敷業者は接待所娼妓は接待婦として稼業継続を認むること。
- 3 接待婦の稼働場所及居住は前記1に依る地域内に限定すること。
- 4 接待婦が其の就業を以て債務の返済するを内容とせる賃借契約は之を禁ずること。
- 5 遊興料金の配分率は当分の間接待婦の取分百分の五十以上業者の取分百分の五十以下とすること。
- 6 但し食費衣料其他の負担は従前の慣例に依らしむること。
- 7 性病予防に關しては其の施設検診等性病予防規則に依らしめ業者及接待婦をして従前に情して病毒伝播防止に努めしむること。
- 8 酒類其の他飲食物の提供は従前の程度に於て之を認め客の意に反して之が提供をなすが如きことをなすこと。
- 9 前各号の事項其の他風紀上必要なる取締事項は内規に依り之を定むること。
- 10 現行公娼制度に關する庁令及通牒の処置実施上の円滑を図る為前号の實施に依り事実上公娼絶滅となりたる後之を廃止する予定なること。

（資料の四）

連合国軍最高司令官覚書

昭和二十一年一月二十一日

日本帝国政府宛

主 題

日本における公娼廃止に関する件

- 一 日本に於ける公娼の存続はデモクラシーの理想に違背し、且全國民における個人の自由發達に相反するものなり。
- 二 日本政府は直ちに国内における公娼の存在を直接乃至間接に認め、もしくは許容せる一切の法律法令及その他の法規を廢止し、且無効ならしめ、且該諸法令の趣旨の下に如何なる婦人も直接乃至間接に売淫業務に契約し、もしくは拘束せる一切の契約並に合意を無効ならしむべし。
- 三 当覚書を遵守するため發令せらるゝ法規の最終準備完了と同時に並にその公布前に該法規が英訳二語を當司令官部は提出せし。

（資料の五）

警保局公安発甲第九号

昭和二十一年二月二日

警視總監・各府府長官宛

公娼制度廢止ニ關スル件

公娼制度ハ民主主義思想ニ違背シ個人ノ自由發達ニ相反スルモノナリトノ別紙連合国最高司令官覚書ニ基キ本日内務省令第三号ヲ以テ娼妓取締規則廢止相成候ニ付關係府県ニ於テハ該覚書ノ趣旨ニ則リ速カニ左記措置實施相成度依命此段及テ陳候也

内務省警保局長

記

- 一 公娼制度ニ關スル地方關係法令ハ本年二月二十日迄ニ之ヲ廢止スルコト
- 二 公娼制度ニ關シ女子ヲ遊藝行為ノ為ニ拘束スル契約並ニ合意ハ一切無効タルベキコト
- 三 公娼制度ニ依ル前借金、年寄等特種契約ニ關シテハ抱主ヲシテ自發的ニ之ヲ放棄セシムル機轉ニ徹底指導スルコト
- 四 本措置實施ニ關シ個人ノ自由意志ヲ壓迫シ又ハ之ヲ妨害スル者如キ第三者ノ取締ニ留意スルコト
- 五 本件措置ニ關スル實施状況ハ速ニ報告スルコト

（資料の六）

警保局公安発甲第二八号

昭和二十一年五月二十八日

内務省警保局長

警視總監各府府長官宛

公娼制度の廢止に關する指導取締の件

公娼制度廢止措置に付いては本年二月二日警保局公安発甲第九号によつて關係府県は夫々適切な措置を講じた次第であるが、一部府県に於ては業者、従業婦への趣旨不徹底などから各種の事業が発生し、連合國側より申入れのあつた例もあり、今般連合國最高司令官に之が措置の詳細に關し意見を聴取した結果、本件措置に當つては尙左の各項に拠り之を實施して本件指令の完璧を期せられる様格段の御配慮をお願い度い。

記

- 一 本件指令の適用されるものは従来の公娼制度による貸座敷営業は勿論であるが、料理屋、飲食店、酌婦置屋営業等であつても、業主と従業婦との契約の内容が前借、年期等の依り従業婦の意志、身体の自由を拘束したり従業婦に売淫行為をなせしめたりするものである場合は本指令が適用されるものなること。
- 二 貸座敷営業取締規則廃止前の公娼制度による娼妓の前借年期等特殊契約は法的措置を講ぜざる限り現行法上直ちに無効と為し得ざるものと解せらるるも、連合国最高司令部指令の趣旨に則り業主をして之を放棄せしむる如く更に強制すること、公娼制度に依らざる料理屋、飲食店、酌婦置屋の従業婦の前記契約等にして従業婦の意志、身体の自由を拘束する虞ある契約は、業主をして自発的に之を放棄せしむる様態とする。
- 三 前借措置の実施に當つては連合国最高司令部指令の趣旨関係者に対し充分周知徹底せしむる方法を講じ、後日、弊端を発生せしむることなからしむる様留意すること。
- 四 個人の自由意志による売淫行為は、本件指令とは別個の問題であつて此等の措置に付いては、売淫取締法規及び花柳病予防関係法規等の立場から各地方の実情を勘案の上適切に措置すること。
- 五 本件措置は地方連合軍側とも密接に連絡して之を行うこと。

資料の七

警保局公安二発第十一号

昭和二十一年八月二十日

内務省警保局公安第二課長

警視總監 各府県警察部長宛

公娼制度の廃止に關する指導取締について

首題の件については一月二十一日の総司令部の覚書並にこれに基く再度の通牒により適切な措置を講じられてゐることを思料するが本件の実施については連合軍側は格別の

注意を払ひ、近く前掲覚書の運用について別紙の通り総司令部より禁下各機關に示達せられる由である。ついでには、各位はこの際、更めて別紙等の趣旨に依り嚴重にその実情を調査確認し、苟くも前掲覚書に違反することなき様に指導監督を加へ現地連合軍部隊より連絡ありたるときはこれと完全なる連絡の下に、本件措置の完璧を期することに努められたく此の段取急ぎ内報する。

「日本に於ける公娼廃止」に關する覚書（九四六年一月二十一日）

実施について指示の件

- 一 前記覚書に關し之が關係者凡てに対し左記の通り指示通達を与える。
- 二 前記指令の指示趣旨は売淫について婦人を奴隷扱いすることを禁じ且つ之を防止する点にある。又同指令は單に売笑婦と認められる婦女子のみに限らず、給仕女、芸者、或はダンサー其の他本人の意志に反して売淫を強制されることがある婦女子に対し同様に適用される。
- 三 売淫は日本に於ては合法的な仕事乃至は商売とは認められない。又政府当局の許可を得て其の活動を認められることは許されない。但し本指令は生活の資を得る目的を以て個人が自発的に売淫行為に従事することを禁止するものではない。
- 四 如何なる婦女子も本人の意志に反し、又は其の自由に表明したる承諾を得ないで売淫強制されることがない。承諾を一旦与えた場合も何時いかなる理由によつても撤回することが出来、又承諾を撤回したといふ際でその者に如何なる種類の刑罰も科せられることはない。
- 五 凡そこの現存する契約、約束並にその結果生じた負債にして、婦女子に売淫を強制するものは一切無効である。この点に關して今後に於て結ばれる契約、約束、負債の一切は無効となる。
- 六 金銭支払の義務、若くは勤めを為す義務は凡て解消し、且つ完全に果されたものと看

做す。凡て負債はそれが最初の負債であると或は最初の負債後に衣料、食糧、住宅の如き事物に対して生じた負債であるとの別なく、本条項に依り完全に支払われたものと看做す。右根本の趣旨は負債の原因如何を問わず、如何なる婦女子も売淫により負債を返却する義務がないということである。

七 各部隊司令官は本覚書の条項実施に際し、右の諸点を考慮の上指導に当り、且つ左記の措置をとること。

イ 本覚書の内容を関係者一切に通達するため適當な措置を講ずること。

ロ 右に従つて地方警察官を指導すること。

ハ 本指令に違反する者を起訴すること。

(資料の八)

私娼の取締並びに発生の防止及び保護対策

(昭和二十二年十一月十四日次官會議決定)

方針

公娼廃止の趣旨に徹底して接客婦の自由を拘束する諸制限を徹底すると共に所謂「闇の女」の発生を防止する為次のような対策を講ぜんとするものである。

一 公娼廃止後の風俗対策

売淫行為を目的とする一切の賄賂契約並びに金銭消費貸借の無効であることを一般に徹底すること。

婦女を相手としてかような契約を為し又は為さうとした者はこれを処罰するものとする。

二 地方長官は売淫の常習者で花柳病伝播の慮のある者に対し定期又は随時に健康診断を行い伝染性疾患者に対し強制治療を命ずることが出来るものとする。

三 売淫をなし又は売淫の媒介者若しくは売淫の為に部屋を供与することはこれを禁ずること。

(備考) 社会上已むを得ない悪として生ずるこの種の行為については特殊飲食店等を指定して警察の特別の取締につかせ且つ特殊飲食等は風教上支障のない地域に限定して集团的に認めるように措置すること。

四 前号特殊飲食店等の地域に於ても接客に従事する婦女は酌婦又は女給等の正業を持たなければならぬものとする。

(備考) 公娼の廃止後に於ては従来の貸座敷のような業態は認め難いこと。

五 芸妓、ダンサー、酌婦、女給等の接客婦の経済的、衛生的利益及び教養の向上発達を図ることを目的とした自主的な組合の結成及びその発展を図りこれに対し則面的な指導を加えること。

現在既に設立せられてゐる接客婦の組合で自主的でないもの又は不完全なものは前項によつて改組するよう指導すること。

六 接客婦等の營利的な紹介はこれを禁止することとしてその媒介斡旋業に関する庁府県令はこれを廃止すること。

二 「闇の女」の発生防止及び保護対策

一 民生委員の活動を積極的にして貧困による売娼婦への転落を防止する為生活保護の徹底を図ること。

二 主要都市その他必要の地に婦人福祉施設を設け家出婦女、浮浪婦女その他警察に検挙された婦女等のうち更生見込のある者で生活の根柢を欠いてゐるものを收容保護しこの施設に於て正常生活の訓練、授産及職業指導実施を行い健全な勤勞による自立更生の途をたてさせるよう措置すると共に病院その他必要の場所に相談指導員を派遣してこれら婦人の判別及び身上生活万般の相談指導を実施しこれに基いて適當な保護更

生の方途を講ずること。

3 子女の教育指導に依つて正しい男女間の交際指導、性道德の昂揚を図る為次のような措置を講ずること。

1 家庭に於ける子女の教育について積極的な関心を高める為、母親學級、両親學級、父兄会等に於て子女の問題について協議懇談指導すること。

2 男女青年間等の幹部講習会等に男女の交際結婚その他の問題について研習させること。

3 接客婦の組合員相互の教養を高めるよりな施設を持たせること。

4 正しい文化活動を取成して青年男女の健全な思想を涵養するために次のような措置を講ずること。

イ 文化団体等の活動を促して情操教育等を旺にし一般婦女に高い趣味と教養とを与えること。

ロ 映画出版業界の自覚と責任に於て映画出版物の品位を高め徒らに子女の性的好奇心を刺激するようないやう関係者と懇談すること。

ハ 学校、工場、青年団等の活動を促して青年男女に健全な娯樂を奨励すること。

5 「關の女」の警察取締を強化すること此の場合特に婦人警察官を活用すること。檢舉した婦女は親権者又は社会事業団体その他適当なものに引取らせること特に婦人福祉施設の設けられてゐる所ではこれに引取らせるところを指前とすること。

6 夜間特に警戒を要する地域内への婦人の出立入りを自衛隊制するよう一般の注意を喚起すること。

7 一般婦女子を「關の女」へ誘惑し又はその媒介斡旋をする者を嚴重に取締ること。

資料の九

昭和二十一年十一月二十六日

婦人保護要綱

厚生省社会局

第一 趣旨

昨近の国民道義の低下と家族の死別分散、生活必要物資の不足等、物心両面の貧困のため多数の願落する婦人の發生を見るに至り、これに対し願落の防止を図ると共に更生保護をなすのは母性保護と社会秩序の上から特に緊要であるので主要都市に重点をおいて保護対策を講じようとするにある。

第二 実施要領

一 願落防止の保護指導

生活保護の基端機關である民生委員、特に婦人民生委員の活動を促して寡婦家庭及び単独に生活する婦人に対し温い隣人の有機的社會環境を作り、又身上萬般の相談指導を行なうと共に生活保護の徹底を図り願落への無言の防止に努める。

二 婦人福祉施設

願落婦人の收容治療施設(国立病院)(元娼妓病院等)保護対象者の状況等を顧慮し主要都市その他適当な地にこれら婦人の收容更生保護施設として婦人寮を設置しこれを拠点として婦人の願落防止並に更生保護の総合的且有機的に実施する。

(一) 相談指導

1 願落婦人の收容治療を行なう国立病院、元娼妓病院(願落婦人は警察官の檢舉により、又は関係者より病院に送致され、検診の結果無病者は放免され、罹病者は

収容されるに當時指導員を派遣してこれらの婦人を対象者とし、に至つた原因経過を徹細に調査しそれぞれの特性に適合した保護指導を行なう。

イ無病者として放免される者については、父兄等の監督者のある者はこれに引取らせた上、連絡指導を行ない家のない者は婦人寮に収容する。

ロ病院に入院治療中の婦人には、その期間中性教育を施すと共に内省的環境を与えて情操と品性の陶冶をなし、軽易な授産をして職業及び生活技術の補給を行ない生活の指針を覚えしめ、要すれば最寄の勤労署と連絡し、職業の相談斡旋をもなす。病状により退院するものについてはイにより措置する。

ハ右イ又、ハの措置を認じたるも、なお無反省の者については、その名簿を警察に送る。

2 公園、遊場、劇場に随時指導員を派遣して夜出早々の婦女等願落す前にある婦女の発見につとめ、これに対し適当に相談指導を加え、要すれば婦人寮に同行し右イにより措置する。

(二) 婦人寮

1 「闇の女」として検挙された者、病院を退院した者、街頭を徘徊する願落のおそれある婦女等にして生活の拠り所を得られないうでそのまゝ放任されるときは再び「闇の女」として循環の途を辿り或はこれに願落して行くおそれがあるのでこれらの婦人に対して一定期間居住の場所を与えて物心両面より温い保護を加へ更生への足がかりとする。

2 収容後一定期間正常生活の訓練を行なりと共に各自の特性に応じた生活技術の指導、軽易な授産作業を実施し健全なる生業による独立自営の精神を涵養する。

3 収容者それぞれの状況に応じ最寄り勤労署、職業補導施設等と連絡し積極的強力な職業斡旋を行ひとともに結婚の相談斡旋をもし、真に更生した社会人として再出発せしめる。

(資料の一〇)

警保局公安詰甲第七十五号

昭和二十年十二月二日

警視総監、各庁府県長官宛

内務省警保局長

最近の風俗取締対策について

公娼制度の廃止後に於ける風俗営業の取扱並に私娼の発生の防止及び保護対策については予て内務、厚生、文部三省間総て協議中のところ、十一月十四日次官会議に於て別紙の要綱が決定せられたから左記各項参照の上、これにより萬遺憾なきを期せられたい。

記

一 要綱一(ノ)については遊淫行為を目的とする一切の契約は民法第九十条により無効であることとを関係者に徹底せしめると共に若しの類前借金等の契約でまだ五月二十八日附警保局公安詰甲第二八号通牒「公娼制度の廃止に關する指導取締の件」中記二により処理せられていないものが残つていればこの際遅滞なく処理させること。尚これは最初の普通の前借金の外に婦女がその衣食住等の事項によつて業主に対して負つた債務があればこれも亦同様処理するものである。

右は従来の娼妓や私娼に限らず芸妓、酌婦、給仕婦名称の如何を問はず雇主等によつて遊淫を強制されるおそれありと認められる一切の接客婦に該当するものであること。

二 要綱一(ハ)の第二項については目下法規の制定手続中であること。

三 要綱一(ニ)については別途、厚生省より通牒せられる予定であること。

尚これらの取締の対象となる婦女を警察に登録するが如きこととはなさざること。

(右は間接に売淫を公認することとなるおそれあり)

四要綱一(3)については次の事項を留意すること。

(1)警察犯処罰令第一條(2)の宿娼の禁止は娼妓を除く一般の売淫を禁止する趣旨であつたので公娼禁止に伴い今回一般的に売淫はこれを禁ぜられるものであることを法的に確認するとしたこと。(警察犯処罰令の当該条項近く改正の予定)

(2)備考の措置については概ね公娼制度存置当時の密売淫(私娼)の取締の例に倣うこと
(3)この特別の取締に附する婦女の従事する特殊飲食店等は既存の地域に在るものにとどめること。

又今度都市計画の腹定改正等に伴い必要となつたときは風教上支障の少ない地域に集団的に移転せしめる如く指導すること。

五要綱一(4)については次の事項を留意すること。

(1)従来の貸座敷、慰安所の建物は旅館、下宿屋等他の必要部門への転換を指導し已むを得ないものは前記「四」の(3)特殊飲食等として認めること。尚この建物設備については単的に売淫を暗示することのないように時代に倣ひて適当に改装させること。

これらを特殊飲食店等として認められる場合も従来の娼妓や私娼は自由意志によつてその建物に下宿し又は寄寓するものというような趣前をとり且つ必ず女給酌婦その他その店舗の業態に倣ひて適当なそれによつて自活することを本則とする職業をもたせること。

(2)従つてこれらの接客婦は原則として店主より必要なる給料を受け、店主に対して間代食費等の必要費を払うものとする。

(3)店主が遊客より取ることは出来るのは特殊飲食店に在つては飲食代に限ることとし、その他の前記「四」の(3)の業態者に於てもこれに倣ひ正当な料金以外は取ることができないこと。

店主は接客婦より(3)に掲げた必要費の外は売淫を前提とする何等の金銭物品をも受取つてはならないこと。

六要綱一(5)については別途厚生省より通牒せられる予定であるが次の事項を留意すること

(1)この組合は自主的な組合とし、その役員には何等の名義を問はず雇傭者側からの就任を認めないこと。

(2)組合は組合員の教養及び経済的、衛生的知識の向上に努めること。

(3)組合は組合員の負担となるべき治療費等の支出の補助に充てる為、又は従来の業者より前借金に代り組合員に対して必要な金銭を行う等の費用に充てる為組合員より一定の積立金を徴収するように指導すること。

七要綱、バンナー等特別の技能を持つ接客婦の組合にあつては、前各号による外組合の自主的な活動によつて組合員の品性の向上を図り、その本技をもつて専ら自活する如く指導すること。

八要綱一(6)はこの種の営業を官庁に於て許可する等のことは公娼禁止法の事象に即せないものと認められるのでこれを廃止しようとする趣旨であること。

従来のこの種の業者の行動は売淫を媒介し又は強制することとなるおそれが多分にあるので今後厳重に取締ること。

九要綱二の(1)乃至(4)に就いてはそれぞれ厚生省及び文部省に於て措置せられる筈であるから関係部課と緊密に連絡すること。

十要綱二の(5)婦人警官の活用については相当年令に達したる者を充てるよう留意すること。
十一要綱二の(6)については地方の実情に倣ひ婦人の夜間単独外出を警戒すべき地域を定めてこ

れを公示する等一般の注意を喚起するやうな措置を講ずること。
尙当分の間は必要に応じてこれらの地に警察官を派して個々に注意を与える等のことも考慮すること。

十二 事網の二(七)については鉄道や電車の駅、旅館、下宿、問貨等の視察取締りを励行して該当者の発見検査につとめること。

(資料の一一)

発社一号

昭和二十二年一月六日

文部省社会教育局長

各都道府県知事宛

純潔教育の実施について

私娼の防止取締等につき先般十一月十四日の次官会議によつて別紙事網の如く決定を見たが、右事網の中純潔教育の実施を中心目標とする二の(3)及び(4)については左記事項御留意の上、各地の特殊事情に應ずる具体策を立てこれを強力に実行せられるよう通牒する。
尙この件に関し現在までに効果をあげている事例があれば至急報告されたい。

記

一 事網二の(3)の「子女の教育指導」に関しては左のような点に留意すること。

(一) 同節の人格として生活し行動する男女の間の正しい道徳秩序をうちたてることが新日本建設の重要な基礎であることを強調すること。

二 各都道府県に於ける施設としては既存の社会教育委員会を活用してこの問題の専門会議を定期的に開催し、各地方の学校、団体、組合等に対する巡回指導講師の派遣出版物映画の提供し、性道徳の啓蒙を中心とし趣味と教養、運動と娯楽の問題をも含めて常設

的指導機関を設けるならは一層の効果が期待されよう。

(三) 各家庭の家庭教育に於ては母に子女の不良不善の行為を取締るといふ面にとどまるとなく、むしろ子女自身の自主的な啓蒙進歩を助けるといふ方向に重点をおくと共にこれと並行して父兄母姉自身の道徳意識の水準を早急に高めるようにつとめ父兄の間からこの問題に関する特別会合が継続的に自発的に行われるようつとめること。

(四) 特に青年団、婦人会、組合の青年部、婦人部等の横の連絡を密接にしその積極的な連合参加によつて一大運動を展開すること。

(五) 接客婦の組合の設立にあつては既に要綱一の(5)に述べてあるように、接客婦が自発的に設立するものたらしめる様にし、組合員の経済的利益のみならず衛生的文化的向上を目的にするものとなる様指導すること。

(六) 組合の教養施設として例えば組合事務所に各種教養図書を備えつけ、回覧文庫を設立し、又時々講座、講習等を開く様一般的に趣味、教養の向上に努めさせること。

二 要綱二の(4)の「文化活動の助成」について

(一) 映画、出版物の改良については次の様な点に留意すること。
於ても各方面の関係者と研究、懇談を重ねること。

(二) 出版物、映画等の推しより、批判を活潑にすると共に、徒らに低調卑俗のものや性的好奇心を刺激するものに対して子女育成上より自主的民主的な批判が行われるようにすること。

(三) 学校、工場、青年団等に於てできるだけ楽しくのびのびとした運動娯楽を奨励するようにし、社会的民主的な生活の向上を図ること。

(四) 資材難、器具難をこく服するため、各団体共同して材料入手、講入、製作等に当るより研究、協議すること。

備考

本省に於ては近く純潔教育に関する権威ある委員会の設置、運用をはかり、講師の養成、あ

昭和二十一年十一月十二日
職第 一七三號

労働省職業安定局長

名，遭府鼎知縣宛

接客婦等の周旋行為の取締に関する件

職業安定法の施行に伴い非民主的な幣替の伴う募集、職業紹介事業は、すべて本法規制の対象となり、所定の手續によつて正式に許可を受けない限り、これらの行為又は事業は容認されないこととなつてゐる。

芸妓、酌婦及びこれに類する者の周旋業については従来は警察法規による許可事業として風俗警察の対象となつていたのであるが、終戦後関係法規が廃止されたため周旋業者による周旋行為は婦女に荒淫をさせることを内容としないう限り、一応放任の状態におかれて来た。

「ボツタム」宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令（二三・一。一四参照）

然しこれらの周旋行為の殆どすべては募集主の委託をうけて応募を勧誘し、或は求人、求職の申込を受理して、両者間の雇用關係の成立をあつ旋することを実体としてゐるので職業安定法に規定する労働者募集、又は私營職業紹介事業の違反行為に該当する場合が多く、而も周旋業者の手によつて就職する労働者の労働状態は極めて劣悪であり、就職に至る過程においても、又就職後においても、人身売買、中間さく取、強制労働等の懸念を随伴する事例が少なくない。かくては適法によりみとめられた労働者の權威と自由とが不当に抑圧せらるゝる結果となり労働の民主化

促進の一翼をになう職業安定機關としても看過し難い情勢にあるので、爾今従前警察法規より認可を受けていた業者、芸妓置屋その他これに類する者の動静を注視する一方、接客娯等の周旋行為を発見して当該行為が職業安定法の違反となるときは職業安定法各關係条文に照して嚴重処置方を檢察当局に連絡せられたい。

昭和二十四年三月三日

勞働省 勞働基準局長

都道府県労働基準局長宛

特殊飲食店の接客婦に対する労働基準法の適用について（十原則）

特殊飲食店等について、店舗その他の施設を設け、所謂接客婦等売淫を行うことを業とする女子に之を使用せしめるものは、たとえ形式的に店舗その他の賃貸借関係であつても、次の各号のすべてに該当する場合を除き、店主と接客婦との間に実質的な使用従属関係が存在すると認められるから、前借金相殺等による封建的身分に拘束乃至強制労働その他接客婦の人権を侵害する如き事件について厳重監督を実施されたい。

- 一、居室又は衣類等の賃貸借料金を賃客婦の稼高に關係なく定めてゐること。
- 二、食費の額が接客婦の稼高に關係なく一定してゐること。
- 三、名儀の如何を問はず接客婦の稼高の一部を稼高に応じて店主に支払つてゐないこと。
- 四、衣類、寝具、什器等の貸与新調が強制されないこと。
- 五、接客婦の外出又は外泊の自由が店主によつて制限されないこと。
- 六、接客婦の営業が店主によつて賃貸されてゐる店舗内に制限されないこと。
- 七、接客婦の営業又は廃業の自由が制限されないこと。
- 八、店主との間に金銭債務のある間營業を終結することが約束されてゐないこと。

九、花代等の報酬は接客婦が客より直接その金額を受取ること。
十、営業時間外に店主が接客婦の金を預ることになつてはならないこと。

(資料の一四)

「いわゆる人身売買対策について」

昭和二十七年二月十四日次官會議決定

いわゆる人身売買なる事実が、今日なお減少せざる傾向に鑑み、政府は、越当り中央青年問題協議会の決定せる左記対策を基本とし、関係府省一層緊密な連携を保ち、具体的措置を講ずるものとする。

なお関係法令の整備、生活安定等根本的対策についても今後十分な検討、研究を續けるものとする。

記

- 一 青少年を擁する要保護家庭について、適確な実情を把握し、生活保護の徹底、就職・授産・内職のあつ旋等によりその生活の安定を図ること。
- 二 職業安定機能を強化し、青少年に対する職業のあつ旋を積極的に進行するとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。
- 三 児童福祉思想を高揚し、いわゆる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等あい協力し、いわゆる人身売買事件を絶滅する国民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。
- 四 関係諸機関の連絡を更に強化し、厳重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。
- 五 いわゆる人身売買として発見された青少年の措置については、その福祉に即ち保護の徹底化に努めること。

(「資料の二七」いわゆる人身売買事件対策要綱)

(資料の一五)

命令甲(防犯)第五一九号

昭和二十七年七月三十一日

国家地方警察本部防犯部長

警察局長宛

特殊カンフー業者等の取締について

風紀関係の秩序維持上、最も関係の深い旧公娼並びに私娼地域が転換して現存する集団カンフー街等は、風俗営業取締法施行以来、漸次カンフー本然の姿に立廻らせるよう指導取締りして来たところであるが、最近の実態調査によれば、頑迷な一部業者中には、旧態を脱し切れず、依然として従業婦に対する著しい人権の侵害、更に飽くことを知らぬ搾取等看過しがたい事実も認められるので、この際、風紀関係の秩序維持と業界端正の目的をもつて、別紙取締暫定基準に基づき、強力適切な取締を実施することとしたから、左記により、本取締目的達成に特段の努力を致されるよう命令する。

記

- 一 時間外営業の取締に当つては、営業時間経過に無關心であつたと口実を設けたり、或は店舗内の時計を故意に遅延せたりする傾向のある業者に対しは、厳重警告又は監視を密にする等の方法によつて時間経過後は一斉に閉店するよう取締ることを要する。
- 二 客引の取締に当つては、客引の事実について、なるべく相手方の申告書をもつて、これに客申請の提出を拒否された場合は、検査者の客引現行犯罪現認状況報告をもつて、これに代えること。
- 三 従業婦名簿の取締に当つては、お目見得と称して、数日間は無備関係を明瞭にしないことを例としているが、これらの慣例を悪用して、長期にわたり名簿の整理を怠る悪質者の

「刺令第九号第二条による立件に当つては、契約書のないものについては、雇傭又は入店年月日、営業内容、稼高の配分率並びに精算方法、その他各種名称による引去金又は休日或は外出制限等の内面捜査により、その契約を立証すること。

労働基準法第六条違反の立件に当つては、固定給の有無にかかわらず、雇傭事実として従業員が客をとることに對する拘束事実、即ち客のない所謂お茶引した場合の客待強制、生理日における就業強制その他を立証すること。

なお本事犯は、所謂玉削りをするもの、即ち雇主が遊興料金の分配に介入していることによつて成立する。

六 はん行勧誘罪によつて立件する場合は、婦女にはん行の常習性がなかつたこと、即ちかつて類似業態に就業していなかつたことのみによらず、必らずその傍証を固めておくこと。

七 職業安定法、児童福祉法による立件に当つては、本年五月一日資料（防犯少）第二六九号「所謂人身売買事件の捜査要領」によるものとする。

八 売春取締条例による立件に当つては、本年六月二十六日例規（防犯）第四二四号「売春関係事犯の取締について」によるものとする。

九 結果報告

取締の結果、立件送致したものは、別記様式により、その月の分を翌月五日までに保安課（風紀係）に報告すること。

様式器

（特）カンフエー営業の許可取扱暫定基準

一 （特）カンフエー営業地域の取扱について

1 新地域の指定は行わない。

2 既設地域の拡大 ない。

3 地域の変更は原則として行わない。

ただし、地域縮少等の場合はこの限りではない。

二 （特）カンフエー営業の許可取扱について

1 地域指定のない趣有、品川等については、新規許可は行わない。

2 指定地域内であつても、カンフエーとしての形態を有しないものについては、新規許可を行わない。

3 営業承継許可申請の場合といえども、新規許可申請として取扱う。

ただし、相続による承継の場合は実情によりしんじやくする。

（特）カンフエー業者の取締暫定基準

一 風俗営業取締法施行条例に基づく取締

1 取締事項

（一）時間外営業の取締を徹底すること。

当分の間、所轄警察署長に届出で承認を受けた場合は午後十二時までとし、その後は必ず閉店させること。

（二）店舗外における客引の取締

客引は俗にタックルと称する（客の身体に手をかけ又は帽子、靴その他携帯品等を奪取するもの）方法によるものより、逐次取締を行うこと。

（三）従業員名簿の取締

従業員を雇入れ又は解雇の都度、確實に整理させることにより、所謂ゆりれい的従業員を一掃すること。

2 措置

違反者に対しては、悪質者はその都度立件送致し、なお違反を繰り返すもの（概ね三

二 同以上)については行政処分の上申を行うこと。
婦女に売淫をさせたもの等の処罰に関する件(勅令九号)に基く取締

取締事項

- (一) 従業婦の雇入れに際し、前借をさせたもの
- (二) 従業婦の身体を拘束すると認められるもの
- (三) 衣料、家具、調度品等購入の仲介斡旋をなし、常に従業婦に債務を負わせる等明かに足止め算をしていると認められるもの
- (4) 外出を拒んだり、外出に際し監督をつける等の行為にわたるもの
- (5) 所開やりて、妓夫その他それに類似のものを使用するもの
- (6) 従業婦の雇入れに際し、庸賄人を介在させたもの
- (7) 家出人等にて、いん行の常習のない婦女を雇入れて接客行為をさせているもの
- (8) いちじるしく従業婦を搾取すると認められるもの
- (9) 従業婦の取扱いが虐待にわたると認められるもの
- (10) 十八才未満の婦女を雇入れ接客行為をさせているもの

2 措置

- (一) 立件に当つては、明確に第一条該当を立証し得る場合の外
- (二) 及び(三)に対しては、第二条の契約について
- (三) に対しては、第二条の契約及び職業安定法第六十三条について
- (四) に対しては、第一条の因惑及び刑法第百八十二条について
- (五) 及び(六)に対しては、第二条の契約及び労働基準法第六条(中間搾取の排除)について
- (七) に対しては、第二条の契約及び児童福祉法について、それぞれ立証の上送致すると共に、併せて行政処分の上申を行うこと

三 売春取締条例に

締

1 取締事項

- 一 単に保健所の許可を受けたのみで、風俗営業の許可なく地域内業者と同一行為に出るもの
- 二 リンタク、ボン引その他のものを、客との間に介在させたもの及びその介在者
- 2 措置
 - 一 /の(一)は、風俗営業取締法違反を併せて立件すること。
 - 二 /の(二)の前段の業者に対しては、必ず勅令九号を併せ立件の上、行政処分の上申を行うこと
 - 三 /の(三)の後段リンタク、ボン引を立件する場合は、従業婦の売春及び営業者の勅令九号違反並びに売春場所提供も併せて立件すること。

(資料の一六)

昭和二十八年六月十六日

国家地方警察本部次長
自治庁次長
法務事務次官
外務事務次官
文部事務次官
厚生事務次官
労働事務次官

各都道府県知事宛

駐留軍施設周辺の風紀取締に関する件

駐留軍施設、区域周辺の風紀問題は、最近社会的乃至政治的問題として頻に重要性を加えてきたが、政府はかねて、本問題の対策について駐留軍当局と話し合を進めるとともに、日米合同

委員会においても風紀対策分科委員会を設けて協議を重ねてきたところ、駐留軍においては、単に性病予防対策のみに限らず、風紀問題についても関心を示し、日本側の方針に協力する態度のもとに今般日米合同委員会において当面の対策として別紙甲号及び乙号のとおりその実施要領の合意をみた。

右要領の趣旨は、(一)現地日米両当局の意志疏通を図るため関係地方に「地方連絡協議会」を設けて、風紀問題を含めて現地駐留軍と日本人との社会関係改善に関する問題を処理すること、但し政府は現地に於いて処理できない問題があるときは、それを日米合同委員会等に付託して処理することが出来ること。

(二) 売春並びにこれに伴う犯罪取締のため警察活動を更に強化すること。

(三) 警察取締のみでは効果を収め難い場合に於いては、現地駐留軍と協議の上、現地駐留軍に於いて、駐留軍要員に対し立入禁止の地域又は建造物を指定することである。

従来貴管下においても、予て本件の対策については、種々御配慮のことと考えるが、今般日米合同委員会においてもその取扱が定められた事情をも充分御予察の上、関係市町村長及びその他の関係者に対し、地方連絡協議会の設置その他当該地区の事情に即して、適当な対策を講ずるよう連絡方を願います。

なお本件の趣旨は、駐留軍側においても既に現地部隊に連絡済みであるので念のため。

本信送付先、北海道、青森、山形、宮城、東京、千葉、神奈川、静岡、大阪、奈良、鳥取、福岡、長野、新潟、群馬、茨城、埼玉、山梨、愛知、岐阜、石川、京都、滋賀、和歌山、兵庫、岡山、広島、島根、山口、愛媛、大分、宮崎、熊本、鹿児島各都道府県副知事

(一) その他

(資料の一七)

公娼制度についての質問に対する首相答弁内容

参議院議員社会党カニエ邦彦氏の八月十八日内閣に対しての「遊興税に関する質問主意書」においての遊興飲食税及公娼制度の復活に就ての質問に対し、内閣総理大臣吉田茂氏は内閣、地方財政委員会、法務府の意見をまとめ、全閣僚の承認を得て次の如く答弁した。

「公娼廃止の主旨は個人の基本的人權を尊重する点にあるので、勸和会議後も公娼制度を復活する考えはない」

昭和二十六年八月十八日

(資料の一八)

勸令第九号法律化に伴い参議院において決議された附帯条件の要旨

本法案中勸令第九号婦女に売淫させた者等の処罰に関する法令は、婦女の人身売買防止並びにその基本的人權の保護については極めて不十分である。

よつて政府は、右勸令の根本的な改正法案を速やかに国会に提出すべきことを求めに要求する。右決議する。

昭和二十七年五月六日

(資料の一九)

日本の売春問題について米陸軍の回答要旨

(朝日新聞昭和二十七年七月二十四日)

夕刊ワシントン二十三日第A12共同

米上院議員はさきにラグネット国防長官に対し、日本で陸軍要員の対象とする売春行為が行われ、これを米憲兵は傍観しているむねの日本からの苦情文を提出、実情調査を

要求したが、陸軍当局は二十三日オハラ議員につきのように書面回答した。

- 一 日本では売春は過去数百年來行われており、政府もこれを黙認している。
- 二 若手の地方条例を除き、日本の取締法規は売春禁止よりは性病予防を目的としている。
- 三 米陸軍当局には売春を行つたり、またはこれに関係ある日本人を取締る管轄権はない。

(資料の二〇)

売春等処罰法案第二国会に提出されたもの

第一条 この法律において「売春」とは、報酬を受ける約束で不特定の相手方と性交することとをいい、「しよら婦」とは、売春を業とする婦女子をいい「しよら家」とは、営利の目的でしよら婦に対し主として売春の場所を提供するため経営される施設をいう。

第二条 売春をした者は、これを六箇月以下の懲役若しくは五千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

常習として売春をした者は、これを三年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第三条 売春の相手方となつた者は、前条第一項の例に同じ。

第四条 人を欺き、又は困惑させて売春をさせたものは、これを二年以下の懲役又は一萬円以下の罰金に処する。

第五条 親族、業務、雇傭その他特殊の關係を利用して売春をさせた者は、これを三年以下の懲役又は二萬円以下の罰金に処する。

前項の關係を利用して、売春の報酬の全部又は一部を收受したものは、これを五年以下の懲役又は五萬円以下の罰金に処する。

第六条 売春の場所を提供し、又は容引きその他の方法で売春の周旋をした者は、第二條第一項の例に同じ。

常習として前項の罪を した者は、第二條の第二項の例に同じ。

第七条 他人をしよら婦とすることを直接又は間接の内容及び契約の申込又は承諾をした者は、これを三年以下の懲役又は二萬円以下の罰金に処する。

第八条 しよら家を経営し、又は管理した者は、これを五年以下の懲役又は五萬円以下の罰金に処する。

第九条 第二条、第三条、第五条第二項及び第六条から前条までの罪を犯した者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。
昭和二十三年刺令第九号(婦女を売淫させた者等の処罰に関する件)は、これを廢止する。
この法律施行前になした違反行為の処罰については、なお従前の規定による。

理 由

警察犯処罰令(明治四十一年内務省令第十六号)廢止に伴い売春等を処罰する規定が欠けるに至つたこと。及び千九百四十六年一月二十一日附連合國最高司令官の覺書「日本における公娼廢止に関する件」の趣旨を完全に実施するため、売春等の処罰に関する法律を制定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(資料の二一)

売春等処罰法案(第十五国会に提出されたもの)

(目的)

第一条 この法律は、売春及び売春をさせる行為に関する刑罰規定を定めることによつて風紀びん乱を防ぐとともに、婦女の基本的人權を擁護し、もつて、健全な社会秩序の維持

に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「売春」とは、婦女が報酬を受け又は受ける約束で不特定の相手方と性交することをいう。

(売春等)

第三条 売春をした者又はその相手方となつた者は、五千元以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

常習として売春をした者は、六月以下の懲役又は一萬元以下の罰金に処する。

(売春の勧誘)

第四条 売春をする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者は、三千元以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

(売春周旋等)

第五条 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は一萬元以下の罰金に処する。

売春の周旋をした者

売春の周旋をする目的で人を売春の相手方となるように勧誘した者

売春を行う場所を提供した者の間も、また前項と同様とする。

常習として第一項又は前項の罪を犯した者は、二年以下の懲役又は五萬元以下の罰金に処する。

(売春をさせる行為)

第六条 婦女を欺き若しくは困惑させて又は親族、業務、雇傭等の特殊関係による影響力を利用して売春させた者は、三年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

前項の未遂罪はこれを罰する。

(前貸等)

第七条 売春をさせる目的で、人を売春をさせることを援助する目的で、前貸その他の方法により人に金品その他の財産上の利益を供与した者は、一年以下の懲役又は三萬元以下の罰金に処する。

(売春の報酬の收受等)

第八条 他人の売春の報酬の全部又は一部を收受し又はこれを要求し若しくは約束した者は、二年以下の懲役又は五萬元以下の罰金に処する。

(売春の罪につかせる契約)

第九条 婦女を売春の罪につかせることを内容に含む契約の申込又は承諾をした者は、三年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。

(売春施設の経営等)

第十条 売春を業とする婦女の行い売春の場所を提供することを主たる目的とする施設を経営し、又は管理した者は、五年以下の懲役又は二十萬元以下の罰金に処する。

(罰則)

第十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の罪を犯したときは、その行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

(併科)

第十二条 第三条第二項、第五条から第十条までの罪を犯した者に対しては、併科により、懲役及び罰金を併科することができる。

附 則

この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。但し、第三条から第五条まで及び第十条の規定並びに、第十一条及び、第十二条の規定中、第三条第二項、第五条又は、第十条の規定に関する部分は、昭和三十年一月一日から施行する。

2 婦女に売淫させた者等の処罰に関する勅令（昭和二十二年勅令第九号）は廢止する。
但し、この法律施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

理

由

売春行為が健全な性道德を破壊し、特に婦女の人権を傷つけるものである上に、我が國がたゞ此の種の制度を公認しているような印象を外國に与えている現状は、民主主義國家を再建して國際社会に名譽ある地位を占めるのに重大な支障があるので、此の際男女両性の本質的平等に立脚して売春行為及び之に関連して之を助長し、或は之によりて利益をうける行為等を処罰する法律を制定することによつて風紀のびん亂を防ぎ、婦女の基本的人権を擁護し、健全な社会秩序の維持に寄与する必要がある。これが本法案を提出する理由である。

三各機關からの建議その他

（資料の二二）

婦人福祉中央連絡委員会報告書

吾等は転落女性の現状とその対策調査を行つて一層その更生福祉を図る必要を痛感し、數次に亘る研究討議の結果次の施策を強力に実施せねばならぬという結論に到達した。

その中特に急速に実施せねばならぬ主要な点を挙げれば次の通りである。

一 転落女性の売淫行為取締は一層厳重にせねばならない。然るに現行法では取締官吏が容疑者検査の権限を附与されていないし、又これ等の婦女の出入する屋内に立入り検査する権利もない状態であるから取締の徹底を期することができない。よつて政府は急速に取締の衡に當る者はその権限を附与すべきである。

二 転落女性の更生福祉を図るためには有毒者の治療と教化輔導とを併せ行わねばならない。然るに現在兩者は別々に行われて居つてその間殆んど連絡がないので保護の効果を半減して

いる。よつて政府は速やかに治療施設と保護施設とを併設するように努められたい。

三 性病予防法の改正の速やかに行うべきである。特に売淫容疑者の強制検診等に関する規定を加えて本法の効果を十分挙げるようにすべきである。

転落女性の更生福祉に関する具体的施策

転落女性の発生は戦後の窮乏せる社会に現われる世界共通の現象であるが、華國再建に努めつつある我が國としては広く世人の関心を集めその協力に依つて一日も早くこの種婦人の更生福祉を図ると共に宿毒の広く蔓延するを防がねばならない。

その目的を達成するために行う施策は種々あるもこれを分つて左の三種とする。

一 教化啓蒙に関する施策

二 取締保護に関する施策

三 性病の予防並びに治療に関する施策

以下これが具体的事項を挙げれば次の如くである。

一 教化啓蒙に関する施策

(一) 一般社会に対する教育啓蒙運動の展開
1 転落女性の生活実態及び転落原因等に就いて新聞、雑誌、講演会、座談会、ラジオ放送等を通じて社会の注意を喚起すること。

2 家庭並びに学校に於ける純潔教育及び性教育の指導を行うこと。

3 一般社会に対する純潔教育及び性教育を行うこと。

4 宗教団体、教化団体、社会事業団体に対し純潔教育及び啓蒙運動について協力を求めること。

(二) 転落の危険ある婦人に対する教育指導の実施

1 宗教を基礎とした人格教育を実施すること。

2 純潔教育及び性教育を実施すること。

(一)二

- 3 自然教育及び体育の指導を行うこと。
- 4 職業教育の指導を行うこと。
- 5 健全なる娯楽の指導を行うこと。

取締保護に関する施策

取締の徹底

転落女性については日本官憲が自主的に左記の風紀取締を行い得るような法規を制定すること。

- 1 街頭の常習的売淫容疑者の検束及びこれらの者を強制検診する権限を附与すること。
- 2 売淫が行われる容疑の濃厚な場所について立入り臨検の権限を附与すること。
- 3 常習的売淫者の行動並びに居住について制限すること。

収容保護の強化

転落女性はその殆んど全てが厚生施設たる婦人寮に自ら進んで入ることも好まない実情であるから性病予防又は風俗取締りに関する新しい法律を以て強制収容の途をひらくこと。

転落女性に病氣治療中にこれを指導厚生せしめることが最も適当であるから、病院に婦人寮を併設するか又は婦人寮に診療施設を附設して病院と婦人寮とを直結すること。

3 病院及び婦人寮の設備や給与が未だ十分でなく指導厚生せしめる障害となつてゐる例が多いからこれが改善を図ること。

4 転落女性の厚生のためには生業を与えることが最も大切であるから婦人寮における授産職業輔導の拡充を図ること。

転落女性については精神鑑定、性能鑑別を行つて夫々に応じた取扱ひ授産指導を行うこと。

二

性病の予防並びに治療に関する施策
性病予防対策

1 予防対策実施に對する強力的中央機關を設置すること。

2 左記事項を含む性病予防法を急速に制定すること。

(1) 一般人の集団健康診断特に梅毒反應の実施

(2) 届出制の勵行

(3) 接触者調査

(4) 妊婦の性病調査

(5) 結婚の際に於ける健康診断書の交換

性病治療対策

1 治療施設を整備し特に各府県に公的性病治療中心機關を設立すること。

2 診断及び治療の基準を制定しその徹底を図ること。

3 医学教育及び一般医師の性病に對する知識の向上を図ること。

4 業態上感染源となる虞ある者の強制検診及び治療を行うこと。

5 性病治療費は國庫及び地方費の負担とすること。

6 性病治療薬の生産拡充を図ること。

7 治療薬の使用は原則として特定の医師のみに限られる如く配分方法を研究すること。

8 完全治療の徹底を図ること。

昭和二十二年十二月十一日

(資料の二五)

売春等処罰法案に対する建議書

売淫を取締る目的は社会の道徳的秩序を維持すること、性病を予防することの二つの点にあると思ひます。然るに問題の売春等処罰法案は、この二つの目的を達する上に重大な欠陥がある。ので本審議會は慎重に検討した上、原案に対して左のような修正を加える必要を認め、理由を明らかにして建議致します。

- 一 売春行為をした者及びその相手方となつた者を拘留、科料又は保護的措置にする。
- 二 売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者は次々左の如く処罰する。
 - 1 人を欺き、又は困惑させて売春をさせたものは二年以下の懲役及び一萬円以下の罰金
 - 2 親族、業務、職務その他特殊の關係を利用して売春させた者は三年以下の懲役及び二萬円以下の罰金
 - 3 右の關係を利用して売淫の報酬の全部又は一部を受受した者は五年以下の懲役及び五萬円以下の罰金
 - 4 売春の場所を提供し又は客引その他の方法で売春の周旋をした者は三年以下の懲役及び二萬円以下の罰金
 - 5 右の常習者は五年以下の懲役及び五萬円以下の罰金
 - 6 他人をしよる婦人とするを直接又は間接の内容とする契約の申込又は承諾をした者は三年以下の懲役及び二萬円以下の罰金
 - 7 しよう家を経営し、又は管理した者は五年以下の懲役及び五萬円以下の罰金

理由

この法案の対象となる売春關係の被処罰者は、二つに分けることが出来ます。

は売春行為をした者及びそれを買つた者。

は売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者。

(三)(一)

この(一)と(二)との間には大きな差があり、従つてその取扱ひがたもちがつてとなければならぬ。

(一) 売春當事者の取扱ひについて

みづからの、又は相手の人權をかるんじて、性の神聖をけがす売淫は、不道徳にはちがひありませんが、それ自らとしてただちに犯罪として罰すべきであるか、またそれが道徳上、また性病予防の上に最も効果的であるかどうかについては疑問の余地があります。売淫のかけには経済的、社会的原因が多く働いており、時に敗戦下の現状では、教育や職業的技術を欠く少女が飢に迫られて陥りやすいおとしあなでもあるのであります。本審議會としては社会的欠陥の結果としての売淫を罰するよりも、その原因を除くための官民の努力を必要とするものであり従つて(一)のためには嚴罰主義よりも教育と厚生施設の拡充を急務と考えるものであります。とはいふとこれを全然放任しておくことも當事者のため、社会のためには不利益なのでこの法案をもつと実情にかなつた積極的な性格をもつものと思ひます。

そこで(二)に該当するものは、男女を問わず警告を与え、反省を求める意味で拘留又は科料に処すること。更に初犯者、常習者の如何を問わずその情況により必要と認めるときは、一定の施設に收容し、病氣を治療し、或は生産技術を与えて厚生施設の途を開かしめる等、適當な保護を加えること。この修正案と並行してこの種婦人に対する厚生施設等に関する法案の提出を強く希望し、その実現を附帯条件としてこの案を提出するものであります。そういう対策なしに、單なる嚴罰主義を以て臨むことは、この不幸な社会病を内亂させるだけで國民に対して甚だ無責任不親切なやり方と考へます。

さらに売淫の予防策として

男女いづれに対しても健全な性道徳への意識を高めると。

女子労働者の合理的な賃金及び労働条件を確保すること。

これらのために文部省、労働省その他關係官庁の緊密な協力を希望します。

(三)

売春行為をさせた者及びそれによつて利益を得た者の場合
法案の第五、六、七各条に該当する売淫によつて利益を得る第三者に対しては特に懲罰を
もつてのぞむべきであります。この犯罪を罰金のみによつて処理することは、業者にむし
くみしやすい感を与え、ボスの介在を生じやすく、社会悪を助長するものと考えるので必ず
刑と罰金を併科することを特に主張します。

昭和二十三年十月二十八日

婦人少年問題審議会々長

労働大臣宛

(資料の二四)

発議第三号

昭和二十三年十一月十二日

法務庁給裁宛

「売春等処罰法案」に対する建議書について

今般当省における婦人少年問題審議会から国会において継続審議中の「売春等処罰法案」に
ついて別添の通り建議書の提出があつたので、当省がこの内容を審議した結果、建議書の本法
案に対する修正意見を適当と認め、なおこれに対し左の如き附帯意見を附記して回附するから
貴庁においては内容御諒承の上何分の措置を講ぜられたい。

記

一 売春等処罰法案第二条の修正建議に対して
売春婦の処分としては、保護処分を原則的に科し、事情によつては拘留、科料を併科せし
めるべきであると考え。補えて拘留、科料を科しに及すというやり方はできるだけひかえ

ることが売春の根絶の

必要である。

なお保護処分を科するための審判機関は、来年一月一日から発足の予定といわれる家庭裁
判所が適当と思われる。

二 保護処分の方法は、施設に收容して矯正、指導することが理想と思われるが、厚生省管下
の此種施設の現況は到底需要を満たすほどでない。又施設の急激な拡充も困難と思われるの
で、施設の完備に努力してもらつと同時に、さしあたり保護観察を主として、更生への途を
はかるのが至当であると考え。

売春婦の教育、更生のためには原法案の六ヶ月以下の懲役という短期自由刑は有害無益で
あるし、罰金刑を科することはかえつて売春行為を余儀なくさせる結果を招くのではないか
と思われる。

しかしして拘留、科料を科してそのまゝ放してしまうということも決して真に親切なやり方
とはいえない。保護処分の実現には種々の困難が伴ふことも考えられるが、現在世界の敗戦
諸国における共通のなやみでもある売春問題は我が国においても真摯にとり上げてその根絶を
期さなければならぬものと思ひ、これが施策については一段の配慮を希望する。

三 同法案第三条修正建議に対して
売春婦の相手方に対しては拘留、科料の外、売春婦に科する保護処分に代えるべきものと
して罰金刑くらいまではみとめてもよいと思われる。

別添建議書(省略)

(資料の二五)

要望書

売春等処罰法案を審議されますのにあたり婦人及び少年の保護ならびに地位の向上を図る
ために労働省に設けられました、婦人少年問題審議会として左のことを要望いたします。

戦後ますます売春行為が増加している現状は健全な性道德に反し、連合軍最高司令官の覚書にこたえるためにもゆるがせにできない状態であると考えられますので、この取締法律がでることとは私共も希望するところであります。しかしこの法案に対しては婦人解放の見地からいさゝか修正したいところがあり、その修正の必要を痛感いたしました結果、別紙のような建議書を労働大臣宛に提出いたしました。労働省では尙それに検討を加えて労働大臣から法務庁給裁宛に別紙希望書が出されました。

各委員におかれましては、売春婦を罰することよりもこのような行為をなくすことに重点をおき婦人の解放と向上をねがり私共審議会の意向をお汲み下され、御審議下さいますようお願いいたします。

昭和二十三年十一月十三日

婦人少年問題審議会々長

衆議院 法務委員会委員宛
参議院

別紙建議書 希望書(省略)

(資料の二六)

純潔問題に關し勅令第九号法制化に關する

日本基督教婦人矯風会よりの請願

終戦後内外の状況から我國の風紀問題が救済の難い有様にさえ見ゆる今日、我國が世界國家の一員として復讐するに當り、我國の法律中に道德的筋金を編み込むの必要を痛感いたします。就ては娼淫を為さしむることを禁じ、又娼淫を条件とする金銭の貸借を禁ずる勅令第九号を法制化する事はこの際なさねばならぬことと信じます。どうか皆様の絶大なる御支援をお願いする次第で御座居ます。

昭和二十六年八月

東京都新宿区百人町三ノ三六〇 電話四谷(33)〇九三四

財団法人 日本基督教婦人矯風会

会 頭 岸 登

(ガントレツ)

純潔部長 久 布 白

オ ナ マ

(資料の二七)

いゝゆる人身売買事件対策要綱

中央青少年問題協議会

一 趣旨

個人の尊厳と民主主義とを基調とする憲法のもと、独立国として新発足しようとしているわが国に、いゝゆる人身売買という非人道的事実がいたるに存するといふことは、まことに恥すべきことであり、その絶滅を図ることは、國家の重大な問題と言わねばならぬ。

古くからこどもの「身売り」と言われ、一部において長に伝統を有し、慣習とまでなつていゝわゆる人身売買は、その由つて起る原因が極めて複雑且つ根深いものがあり、簡単に断定することはできないが、断じて放任されておかるべきことでなく、われわれは、次代を背負つて立つ青少年を雇い入れて業をなし、売買の仲介をして利をむさぼり青少年の人格と福祉とを全く無視した非人間的な行為を心から憎むと同時に憤りさえ覚えるのである。

國民の一部にかゝることを生ぜざるを得ない社会的経済的條件の存することを痛感する。従来政府も國民も、これについてそれぞれの分野において努力し続けてきたことを認めるに否きかでないが、これが絶滅を期するには、政府は言ひまでもなく關係者は一線と力を合

せ、國民の理解と協力をえて長期にわたる努力を必要とするのである。現在の状況において、かゝることを最小限度にいとめるため、應分の尽力をすることは青少年不良化防止、保護指導を目的とする本協議会の使命の一つであると信ずる。

こゝに差当り、現状の下において取りうべき対策の基本を定めて関係者による強力な実施を期待するとともに、民間団体の積極的な活動を望むものである。

二 こゝでいわれる人身売買の意味

こゝでいわれる人身売買とは、「児童をしてその福祉に反するような労務又は不当な人身の拘束を伴う労務を提供させ、その対価として金銭、財物その他を給付することを内容とする契約またはこれをあつせんする行為」をいうものとする。

これを分析すれば

1 児童の福祉に反するような労務を提供させることを内容とする契約（広い意味に用いる以下同様）とは、例えば児童に淫行、暗使等を伴う業務をさせることを内容としているようなものをいふ。

2 不当な人身の拘束を伴う労務を提供させることを内容とする契約とは、例えば、児童を面会、通信、外出等を禁止するよりな心身の自由を不当に拘束する手段によつて、労働を強制したり、または、相当の長期にわたる契約によつて拘束することを現実の内容としていふようなものをいふ。

3 金銭、財物その他の給付とは、

貸金、給金、支度料等の支払、養育、被服、寝具、宿舍等の給与であり、

4 あつせんする行為とは、

職業紹介のほか、労働者の募集または供給等が、代表的なものである。そして前記1、2、3、4と3、1および2と3とがのおのおの結びつくもの、殊にこれらに関する4の行為の加わるのが、をいふでいわれる人身売買の典型的なものと考えられる。

三 「人身売買」の關係法規

省略

四 対策

一の趣旨に従い、差当り関係各省庁は、関係者とともに左の基本方針にそい、地方青少年問題協議会を通じ、國民の理解と協力をえて有効適切かつ強力な方法により、いわれる人身売買の撲滅に当るものとする。

1 要保護家庭について適確な実性を把握し、生活保護の徹底、就職、授産、内職のあつせん等によりその生活の安定を図ること。

2 職業安定機能の強化に努力し、職業のあつせんを積極的に行うとともに、就職については職業安定機関を利用せしめること。

3 児童福祉思想を高揚し、いわれる人身売買の慣習を打破するため、関係官公署、報道機関、青少年関係民間団体等、あい協力し、いわれる人身売買事件を絶滅する國民運動を起すよう啓発宣伝を図ること。

4 関係諸機関の連絡を更に強化し、嚴重な監督、取締りと悪質者の処分を徹底させること。

5 発見された身売り児童の措置については、児童の福祉に即し、保護指導の徹底化に努めること。

昭和二十七年二月十四日

女子及年少者の人身売買に関する報告書

昭和二十七年四月

行政監察特別委員会

第三章 結 論 (他章は略す)

人身売買を根絶する恒久策としては、社会保障制度の全面的実施、国土の総合的開發による完全就労の実現等が考えられるが、我國情の現段階における応急的処置としては、左の如き施設によつて、立法上並びに行政上措置されることが妥当であると思料せらる。

一 取締対策

- 1 人身売買の仲介者の取締及び処罰は比較的実行されているが、買主は処罰法規の適用からは多く免れて居り、又売主(親等)の責任処罰の規定が存在しない実情に鑑み、現在の複雑多岐に分れて居る諸取締法規を統一強化し、人身売買取締に関する特別法を制定し、仲介者並びに買主、売主(親等)等に対する処罰を厳重にすべきこと。
- 2 警察官は一般刑法犯に対すると同様の熱意を以て、行政犯に対すると共に更に一般行政に対する充分なる知識を涵養し、もつて日常の取締を行ひ、人身売買のおそれある家庭の発見に努め、進んで関係機関と協力すること。又労働基準局及び職業安定所は自らの責任に於いて専ら発見に努むる必要があること。これがためには国家警察、自治警察、労働基準局、職業安定所等の取締求察機関相互の連絡並びに協力を、なお一層密接にすると共に被害者からの申告等民間の積極的協力を得るよう努めること。

二 保護対策

- 1 保護処置に關して職業安定所、児童相談所、児童福祉司、社会福祉主事等の救済行政機関の有機的な活動を図り、なおこれら錯雑せる現地関係諸機関の運営を簡素化して民間の協力を容易ならしめること。

- 2 民生委員並びに児童委員等の委員制度を刷新して國民の実生活、特に農漁村の實情に即せしめ、福祉事業に対する理解と熱意ある人材を選ぶこと。

- 3 現在の職業安定所の非能率性を打破し、比較的閑却されていた農漁村児童の恒久的就職斡旋に積極的な力を注ぎ、特に義務教育終了児童の職業輔導に留意し、その施設の充實を図ること。

- 4 身寄家庭の生活状態が生活保護法の適用を受けざる一歩手前の状態にあるものが多い事情に鑑み、生活保護法の適用範囲を拡大し、早期にこれを適用すると共に、前借金のため身寄りが必要とする農、漁村家庭の厚生資金貸付制度を確立すること。

- 5 里親並びに職親制度を活用すると共に、この制度の隆に於かれて、労働搾取を合法化するおそれなきよう、これが指導監督を強化すること。

- 6 児童福祉法第三十条に依る同居届の提出を周知徹底させ、勵行するよう監督指導すると共に、人身売買のおそれある業者方面に雇用された者の登録票を作成する法的措置を検討すること。

- 7 小、中学校において長期欠席児童の理由を徹底的に調査し、人身売買の事実を発見した際は、直に關係機関に連絡すると共に就職希望者を調査して職業教育及び就職指導の力を注ぐこと。

- 8 青少年問題審議会を充実に、特に地方協議会については、中心機関を明確にし、且つ予算の措置及び経費の負担につき判然たらしむること。

三 啓蒙対策

- 1 青少年問題協議会は労働省婦人少年局の実地調査を資料として啓蒙の企画を整備し、言論その他の宣伝機關を通じて人身売買についての啓蒙的世論の喚起を努めること。
- 2 学校教育において社会科の課目に人身売買問題をとり入れて児童間に人身売買の悪習を自覚させ人権尊重の徹底を図ること。

社会教育に於いて、E.T.A. 公民館その他の民間諸団体の活動により、親の子に対する財物視的思想を一掃すること。

(資料の二九)

昭和二十七年十一月

全国社会福祉協議会連合会

婦人福祉連絡協議会

全国婦人福祉施設連合会

婦人福祉対策要綱

總旨

独立後の我が国の社会秩序は漸次回復しつつあるが、経済生活の不安定、外国軍隊の長期駐留、国民道義の低下により風紀の頹敗を来している。

終戦後、犯罪に犯された私娼、街娼は現在なお増加の傾向をたどり特定の地域には集団的に定着し、所謂赤線区域が形成され、公然と往時の公娼の模相を示しつつある現状はまことに堪心にたえない、かゝる赤線区域の存在は、ために人身売買の犯罪を増加せしめ殊に農村の不況に乗じるとの犯罪罪は近次益々増大の傾向をみ、純真なる婦女子の一生を誤らせる結果を生ぜしめることは婦人の福祉、人権の擁護より見て憂慮すべき事態に直面しつつあるといわざるを得ない。

健全なる民族は健全なる家庭において育成されることを想ひとき、第二の国民を育成すべき崇高なる使命を持つこれ等婦女子を泥沼より救出し、また転落を防止し健全なる社会人として自立更生を援助することは母性保護と社会秩序の保持の上よりまた人道と平和を確立するため特に緊要である。

対象

本要綱の対象は転落せる婦女子及び転落のおそれある婦女子保護更生の要ある婦女子をい

三 援護の機関（婦人福祉に関する相関その他の措置）

福祉事務所、児童相談所、生活相談所その他すべての相談機関は婦女子の生活、家庭内の問題及び一身上の問題等あらゆる事項について相談に応じ適正な保護指導に当り、その原因の除去にため必要のあるときは適当なる関係機関及び関係者に連絡するか収容施設を紹介する等その機能を遺憾なく果たしむるため特に婦人の指導職員を置くことを考慮する。

四 婦人福祉に関する各種施策の実施

（一）教化啓蒙対策

一 社会に対する教育啓蒙運動の展開

イ 人権尊重の精神を振興すること。

ロ 転落婦人の生活実態及び原因等について新聞、雑誌、講演会、座談会、ラジオ放送等を通じて社会の注意を喚起すること。

ハ 家庭並びに学校における純潔教育の指導を行うこと。

ニ 一般社会に対する純潔教育及び性教育並びに正しい結婚道德についての教育を行うこと。

ホ 宗教団体、教化団体、社会事業団体、E.T.A.等に対し純潔教育及び啓蒙運動について協力を求めること。

ロ 低落の危険にある婦女子に対する教育指導の実施（中学校、高等学校、職場、労働組合等を通じて）

イ 家庭、社会、国家等の道德的倫理観を確立把握せしめること。

ロ 人格教育の高揚徹底を図ること。

ハ 純潔教育及び性教育を実施すること。

ニ 職業教育を確立して自立生活への基礎をつくること。

ホ 健全なる娯楽及び体育の指導を行うこと。

(二) 経済的保護対策

1 生活保護

- イ 公的扶助適用の拡大強化（生活保護法による各種扶助の拡大強化）
- ロ 住宅、子女の育英等各種諸施策の強化拡充

2 生業支援

- イ 低賃金制の改善
- ロ 就業希望者に対する積極的職業斡旋
- ハ 職業補導の強化拡充
- ニ 生業、更生資金貸出しの強化拡充

(三)

取組対策

- 1 労働時間法制定すること。
- 2 いわゆる特飲街その他集団売笑街の解体を目途として取締りを強化すること。
- 3 人身売買の仲介者の処罰は勿論その売主（親等）買主等も取締りの対象とすること

(四)

保護対策

- 1 全国主要都市に一時保護所兼相談所を設置し家出娘及び放浪している婦女子の早期発見、発見、保護による転落防止を図ること。
- 2 公園、盛場、駅等に警察官の協力による家出早々の婦女子等の発見につとめ発見したものを一時保護所又は婦人寮に同行、その指導員と協力して親許復帰、その他適当の措置を講ずること。
- 3 民生委員、児童委員等の委員を活用して人身売買等のおそれある家庭の早期発見につとめ、これが防止を図ること。
- 4 婦人更生施設の機材を拡充強化して、これ 機能の充分なる發揮を期すること。
- 5 特に婦人更生施設に職業教育の充実を図り、これ等婦女子の自立を促進援助すること。

五 総合的協同連絡機関の設置

公私婦人福祉関係諸機関の有機的な活動を推進させるため、中央各関係官公庁並びに民間諸団体の緊密な連絡により、末端機関としての地方公共団体、各警察署、職業安定課、労働基準監督署、福祉事務所、民生委員その他の関係者が相互に連絡協同を図る総合的協同連絡機関を設置し、その責務並びに保護の徹底を期すること。

資料の三〇

売春問題の対策に関する答申

昭和二十七年五月三十日発給第七号による諮問「婦人の人権を尊重し、その福祉をはかるため、売春問題に対する対策につきその会の意見を問う」について本会は、別紙のとおり答申する。

昭和二十七年十二月二十七日

婦人少年問題審議会会長

労働大臣宛

現在、公娼制度は法律をもつて禁止されているにもかかわらず、旧公娼地域は全国に四百近くを数え、約一萬三千余のいわゆる特殊飲食店業者が、通称赤線区域内に黙認された状態で営業をいとなみ、そこに約四萬五千名に上る娼婦が自由意志の名目で売春行為を行っている。その実態は公娼制度の時代とあまりかわりない有様である。しかも、現在これら集娼地域の周辺にはこれに準ずる営業の地域が次第に拡大し、さらに私娼、街娼が各地に拡散する傾向があり、これがいわゆる人身売買の温床ともなり、就職難の婦人の転落を助長し、あるいは女性の自らの切売りによつて利益をうる業者の増大、仲介業者のちよりよりを許し、人道上、風俗上及び公衆衛生上、重大な社会問題を形成している現状である。

婦人の真の解放をはかり、婦人の人権を擁護し、もつて婦人の地位の向上を實現するためには、このような状態は一日も放置しておくことは許されない。よつて速やかに法規の整備、婦人の強化を行うとともに単独の売春禁止法を制定する一方、売春婦の保護更生ならびに一般婦女子の転落防止のための積極的な対策を樹立し、さらに本問題に関する正しい世論の啓発につとめることが必要である。なお駐留軍基地における風紀の問題については、双方の国連当局の誠意ある努力によつてすみやかに解決策を見出すことが必要である。本審議会は、かかる見地から売春問題の対策として、左のとおり要望する。

一 黙認主義を排して、売春取締を強化すること

現行の諸法規は、売春業者の営業の禁止その他の取締りを規定しているにもかかわらず、従来旧連勝地帯はいわゆる赤線区域として黙認されてきた。これは戦後、公娼制度廃止当時（昭和二十一年）の取締当局及び次官会議（同年十一月十四日）の基本方針が、売春制度を一社会の上已むを得ざる悪しとみなし、一般子女の保護、一般社会からのこの種の地域の隔離、性病の蔓延の防止などを理由として黙認主義をとつたためである。しかしながら、一部の女性の肉體をもつて一般子女を守るという考え方は基本的人権をじゅうりんするもので、民主憲法の下で容認することのできぬものであり、又、特定の地域に隔離して社会の風教を守るといふ考え方は、むしろ逆にこれらの地域を中心として私娼が拡大し、更に各所に散散してゐる現像によつて否定される。又性病の蔓延は事実上防止されてゐない。その上、この種の地域を中心とする設備、営業が成立するにつれて、売春そのものに対する罪惡感はいさひしつとあり、そのために自由意志による売春が助長されてゐる。

さらにまた、この赤線区域内における従業婦は名目上自営の形態をとるとはいへ、事実上、業者との間に雇用関係があり、稼高に對して相当高率な中間搾取をうけてゐる。このようにいわゆる赤線区域は日本における売春問題の根源をなすものであつてこれを黙認することは、人道に及び社会政策上決して許さるべきではない。よつて速やかに黙認主義を改め、取締当局

において現行法規による取締りを徹底的に行ふことが第一に必要である。

二 単独の売春禁止法を制定すること

現在売春禁止に関係する法規としては、勅令九号、刑法、労働基準法、職業安定法、児童福祉法、性病予防法、風俗営業取締法、輕犯罪法などの関係条項があるが、売春行為そのものを取締る法令がない。地方においては、地方条例を制定してゐるものが現在四十一に上るが、その条文はまちまちである。世界でも、文明国とよばれる国では、すべて売春禁止令をもつてゐる。さきに述べた取締りの強化を断行するためにも、地方条例を統一して全国一斉に売春行為の取締りを行い、売春が非合法性のものであるという觀念を國民に植えつけることが肝要である。よつて、単独の売春禁止法を速やかに制定することを国会及び法務省に要望する。

而してこの法規には、売春婦に對しては、罰金拘留等の処罰の外に保護処分の規定（売春婦の保護施設への収容、保護監察の実施）を含むべきであり、売春の相手方の処罰の規定及び他人の売春により利益を得る行為に對しては、嚴罰に処する規定を含むべきである。なお、勅令九号が参議院通過当時、左の附帯決議がなされてゐる。この決議に添うためにも、完備した法律の制定が必要である。

附帯決議要旨

勅令九号、婦女に売淫させた者等の処罰に関する法令は、婦女の人身売買防止並にその基本的人権の保護については極めて不十分である。よつて政府は右勅令の根本的な改正法案を速かに国会に提出すべきことをここに要求する。

三 売春婦の保護、厚生対策及び一般婦女子の転落防止対策を講ずること

婦人が売春婦となる原因には、家庭の生活苦や従来の女子教育に由来する女子自身の生活能力の欠如などの経済的理由と、自暴自棄、道徳心の欠如などの精神的理由と、精神的肉体的欠陥あるものなどの特殊な理由がある。故に売春婦は、捕えて拘留や罰金に処し、また放したのでは、その原因に對する解決がはかられない以上、再びもとに戻るのみで無意味である。

故に、経済的理由のあるものには正業を専らするため施設に收容して職業指導、指導、就職のせんなどの措置を徹底的に講じ、又精神的理由のあるものには、相当長期にわたつて親切な精神的指導を行い、その改心をまつて正業につく指導を行わねばならぬ。

精神的、肉体的欠陥あるものは、恒久的に保護施設に收容、監督されるべきであらう。このためには、保護融資資金、婦人更生相談所等を設置し、又現存する婦人福祉施設の改善、増設及び活用をうながすべきである。

さらに又、一般婦女子が経済的、又精神的理由から売春婦に転落することを防止するためには、身売防止資金の設定などによつて貧窮農村地域や都市の貧民層の間における子女の身売を防止すると共に、学校及び家庭、社会の教育において売春や人身売買を罪惡とする人権思想の普及及び正しい勤勞観、正常な男女関係、家庭關係確立のための教育方針が徹底されねばならぬ。

四 売春問題に對して正しい世論を啓発すること

昭和二十四年度国立世論調査所の調査によれば、売春制度を必要とする意見が一般人の間に大多數（七〇％）を占めている。その理由とするところは、

(一) 結婚難の今日男性の性慾の本能を充たすため已むを得ざる惡である。

(二) 一般子女を守るために必要である。

(三) 検診制度で取締つてもらえるので性病の蔓延を防げる。

などが主なものである。しかしながら売春婦を賣り男性は半數が既婚者であるといわれていることから推して、性慾の本能を充たすためというのは口実であると考えられる。性慾はむしろ正常な男女関係の欠如と、紅灯街の顧客誘致策に乘ぜられて、人工的に異常に刺激されているとみなされる。又、一部の子女の肉体を防護場として、一般子女を守るといふ考えはひろく流布され、賣春者や母親たちによつてすら支持され易いが、これはさきにも述べたように、人権を無視するものである。その上、紅灯街が公然とあることによつて、むしろその附近の一般子女までも売春婦とあやまられ、される危険があるのである。諸外の例によれば、公娼街を廃止

したために強姦がふえたといふ例はない。

むしろ、売春制度を禁止することによつて、婦人の肉体を辱め、一層重大な罪であるといふ觀念をつくるのに役立つ。又、このような集娼制度によつて性病の蔓延を防げるといふ考えはまことに危険である。一週に一度位の検診を通じて性病に感染した男性は非常に多い。

事実、集娼地域における売春婦の罹病率は、公娼されたものをはるかに上まわるものであるといわれている。故に、隔離された地域は、あやまつた安心感を与えるので危険である。

売春街に關するこのような誤った考え方を一般人に反省させ、売春街のあることがいかに女性全体を売春婦化し、男女間の性道徳を破かいしつづつあるかを知らせることは目下の急務である。学校教育、家庭教育、社会教育において、また民間諸団体、報道機關のすべての機關を活用して、隔離された売春街、すなわち赤線区域の絶滅の必要をしらせ、それが今日のすべての売春問題や風紀問題の對策の根源であることについて正しい世論の啓発につとめねばならぬ。

五 駐留軍基地の風紀問題について對策を講ずること

現在全國に散在する駐留軍基地附近において、駐留軍人及び傭員と日本婦人の売春婦（いわゆるパンパン）との間の遊興行為から、基地附近の住民特に児童青少年に對し、風教上惡影響を及ぼす事實が多い。これに對しては、駐留軍当局が駐留軍人に對して売春婦との遊興を禁止するような措置をとることが望ましいと同時に、日本政府当局も、駐留軍人相手の売春を嚴重に取締ることが必要である。去る七月二十三日、米國上院においてなされたこの問題に關する質疑に對する駐留軍当局の回答中に、日本を伝統的な売春國とみなす主旨の言辭があり、また駐留軍側として日本における売春問題を単に性病予防の観点からのみ考慮するような態度のあることに対して、日本政府は沈黙を守るべきでない。而して駐留軍人が日本の売春婦と遊興することを禁止する措置を駐留軍側に要求するためには、まず国内の所平たる禁止方針を實行せねばならないことはいうまでもない。基地の風紀問題は、双方の國が對等の立場に立つた、真に誠意ある、人道に基いたるべきである。

た解決態度を前提とするものである。この点に關して双方の真面目な努力を要望するものである。

以上の観点から、警察廳の結果、いかなる廃娯關係法規並びに地方条例をもつてしても、廃娯取締りに對する政府の基本方針の確立なき限り、廃娯問題の解決はのぞみえなものと結論した。

よつて當審議會は政府の確固なる方針の樹立を強く要望するとともに、当面とられるべき対策として關係当局に對し、つぎの事項の実施を要望する。

一 廃娯關係法規の完全実施

(一) 法務省及び國警においては、左の法令を完全に実施すること。

- 勅令第九号 全条文
- 第二百七十四條 百八十二條 二百二十三條
- 二百二十五條 二百二十七條 二百二十八條

- 輕犯罪法 第一條
- 風俗營業取締法 第二條 三條 四條 七條

(二) 警察官等職務執行法第六條

厚生省においては左の法令を完全に実施するとともに旅館業法、食品衛生法に廃娯を防止し得るような従業員の規定を入れる。

- 児童福祉法 第三十四條 六十條
- 性病予防法 第十一條 十五條 二十二條 二十六條 二十七條

(三) 建設省においては、左の法令を完全実施するとともに都市計画法第千條の実施にあたつては、いわゆる風紀地区を設定せむこと。

- 建築基準法 第四十九條 五十二條 (文教地区)

(四) 労働省においては、左の法令を完全実施すること。

- 労働基準法 第五條 六條 十七條 五十七條 六十三條 百十九條

警察當局においては以上の法令の実施に際して取締を強化すること。

(五) 次官會議に對する要望

次官會議においては昭和二十一年十一月十四日の會議決定による「私娼の取締並びに發生の防止及び保護対策」に關して次の事項を実施することを要望する。

(一) 対策中一の(イ)「娼淫行為を目的とする一切の雇傭契約並びに金錢消費貸借の無効であること」を一般に徹底すること。婦女を相手としてかような契約をなし、又はなそうとした者はこれを処罰するものとすることを再確認すること。

(二) 対策中一の(ロ)「社會上已むを得ない悪として生ずることの類の行為については特殊飲食店を指定して警察の特別の取締につかせ、且、特殊飲食店は風紀上支障のない地域に限定して集團的に認めるよう措置すること」についてはその取消を行うこと。

(三) 新たに娼禁禁止徹底の申合わせをすること。

法務省は娼禁法の制定並びに保護監察制度の實施

期日等に提出すること。

四 保護及び取締防止対策

政府機關及び民間団体において左の諸施設の設置を要望する。

- (一) 保護融資資金の設置
- 労働省においては、娼禁婦解放及び身売防止資金の設置を行うこと。
- (二) 娼禁取締施設の設置

法務省、厚生省及び労働省においては、左の諸施設の設置、拡充をけかふること。

恒久的收容施設の設置

婦人厚生相續所の設置及び現存婦人福祉施設の増設並びに拡充強化
児童婦指導、指導機關の設置
精神的教養指導、職業指導、指導、就職斡旋の実施

五 正しい世論をつくるための教育活動の展開
文部省においては、左の事項に関し積極的な対策を樹立すること。
戦争問題に関し、正しい世論をつくるための教育活動を学校、家庭、社会教育において行うこと。

六 民間団体、報章機關の自発的活動の促進
基地風紀問題に対する対策

- (一) 外務省はこの問題に関し、駐留軍側と交渉を行い妥当な解決をはかること。
- (二) 国務院においては、現地駐留軍側と協力して取締りを完全に行うこと。
- (三) 文部省は、基地周辺における児童及び青年の教育に関し、有効な対策を講ずること。

四 戦争関係文献目録

この目録は、明治以後現在に至るまでの戦争問題に関する文献を、国会図書館、上野図書館、神戶市立図書館によつてまとめられたもので、発行時期により戦前、戦後に分けてそれぞれ発行年次順に配列した。(戦後のものについてはのみ内容欄をもうけた)
なお官庁出版物については戦後のものだけを関係官庁にとりまとめた。

◎戦前のもの

著者名	書名	名	発行所	発行年次
田 道	婦人論			
根 宗二	婦人論			
八百吉	日本情交之變遷			
平 沢	萬國婦人論			
雲居士	婦人論の味方			
武 雄	南洋同盟会演説集			
村 任	南洋同盟論			
島 三郎	公娼の聲			
島 三郎	公娼の聲			
木 下	公娼の聲			
不 明	娼妓と人権			
加 弘	娼妓存続の断案			
中 島	遊女考(百家談第二編之内)			
栗 本	娼妓の毒害及その予防(近世医学叢書十四編)			
川 崎	公娼制度撤廃の是非			
山 根	日本花柳良			
レゴ	欧州諸国職業公認制度廃止運動			

著者名	書名	発行所	発行年度
佐々木 柳雪	川柳吉原志	育英書院	5
市場 孝而郎	公娼と私娼	大	6
上村 行彰	公娼研究宛られぬ女	昭	7
京都警察部衛生課	私娼取締考	昭	11
ジュンヤトレー	衛生 公娼現行政上より観察したる巴里公娼論	昭	11
中山 太郎	売笑三千年史	昭	21
青山 倭文二	変態遊里史(変態十二史第十卷)	昭	2
山本 孝雄	花街漫録	昭	2
宮川 愛魚	江戸売笑記	昭	2
豊井 子	岡場遊廓考	昭	2
滝本 二郎	世界性娼婦制度史	大同館	2
木村 宇佐治	娼婦の観たる娼婦制度	東京興信新報社	2
岡口 典堂	吉原徒然草	江戸文学選集刊行会	2
本山 桂川	長崎花街篇	春陽堂	3
廓會、婦人矯	全国婦女売買の実情	昭	3
風會、婦人矯	娼婦取締考	史誌出版社	3
道 泰一	娼婦取締考	昭	3
草間 八十雄	浮浪者と娼婦の研究	昭	3

著者名	書名	発行所	発行年度
副見 崎雄	帝都における売淫の研究	品川三業組合	3
永田 宗二郎	品川遊廓史考	春陽堂	4
上村 行彰	日本遊里史	誠文堂	4
松川 二郎	全国花街めぐり	昭	4
悦生 求馬	欧州における売淫制度、警察制度研究資料十八輯	昭	4
喜多 壯一郎	売淫 犯罪科学全集第九編	昭	4
廓 清金他	国際連盟における婦女売買問題	昭	5
山野 展雄	社会制度と奴隷制度	昭	5
沖野 岩三郎	娼妓解放哀話	昭	5
草間 八十雄	女給と売笑婦	中央公論社	5
市原 源之助	ロンドンの白奴	明文堂	5
日本遊覧社	全国遊廓案内	昭	5
伊藤 秀吉	紅燈下の彼女の生活	昭	6
高橋 桂二	現代女市場	赤松閣	6
伊藤 秀吉	日本諸娼運動史	昭	6
市原 源之助	アメリカの売淫	昭	6
中里 右吉郎	幕末開港ラッシュメン娘情史	昭	6
高橋 桂二	日本性生活史	昭	6
永見 文太郎	検閲制度の沿革明治大正売笑娼婦風俗史第一分冊	赤松閣	7

著者	書名	発行所	発行年
野沢一太郎	深川談話	雲峰閣	9
平井蒼太	浪遊談話	浪楓書店	9
野瀬力太郎	娼笑問題対策協議会理事要録	"	10
大隅末広	日本公娼制度論	"	11
伊藤喜久男	花街年表	"	11
小島光枝	娼笑問題と女性	"	11
市川伊三郎編	新吉原遊廓略史	"	12
草間八十雄	灯の女園の女	"	12
"	娼妓妓師紹介録に関する調査	"	12
"	國の実話	"	12
瀧川政次郎	娼笑制度の研究 (遊里遊女、男娼、かけま等に関する史的研究)	徳高書房	23
竹中勝男	街娼、娼婦とその手記	市川書店	23

◎娼妓のもの

著者	書名	発行所	発行年
神崎清	娼笑なき國へ (主要目次―集團娼笑街の生活・ある有名な娼笑婦の告白・家出娘の分析・偷落の淵に立ちて) 肉体の白書	一燈書房	24
雪吹周 (吉原病院々長)	(主要目次―女体の検診・貞操への抗議・苦悩する吉原・吉原の横顔・淋菌反応試験) 娼婦の社会学的研究 (主要目次―街娼の周流現象・街娼の社会集團とその行為様式並に社会關係・街娼対策) 特赦街とは何か・縦横から見た問題の実態 (新潟事件裁判における証言の記録)	東和社	24
渡辺洋二	娼婦の社会学的研究 (主要目次―街娼の周流現象・街娼の社会集團とその行為様式並に社会關係・街娼対策)	開明堂	25
藤本正一	特赦街とは何か・縦横から見た問題の実態 (新潟事件裁判における証言の記録)	更生新聞社	25

著 名	書 名 (内容)	発 行 所	発 行 年 度
神 崎 清	娘を売る町―神崎レポート― (主眼目次―教育と生活環境・少女の人身売買・法律と売笑婦・集団売笑婦の実態・転落から更生へ)	新興出版社	昭 25
高 崎 節 子	混血児 (主眼目次―混血児の履歴書、混血児の母とペンペンと、七つの人種が一つの芝生に、白い芽、黒い芽) 売春のない日本に	磯部書房	昭 27
伊 藤 秀 吉	(主眼目次―戦後日本売春婦の現状、世界売春政策の現状、娼婦妓樓禁止論、娼婦等後援) 赤線区域白書 日本の貞操	社会教育協会	昭 28
相 良 武 雄	(主眼目次―死に臨んで訴える、私は誰に抗議すればいいのか、妻となつた私の苦悩をこえて、私の生涯を賭みにじつたもの) 基地の子 ―この事実をどう考えたらよいか―	蒼 樹 社	昭 28
水 野 浩 編		光 文 社	昭 28
清水幾太郎 官原誠一 上田庄三郎 共編		光 文 社	昭 28

の官庁出版物

官 庁 名	出 版 物 名	発 行 年 度
森 本 正 一 赤線区域とは ペンペンと兵隊の都市、赤線区域の 阿と村、かわいそりを混血の子 基地の女 (主眼目次―基地に寄生する立川、女と駐 留兵と関係、資本家の奴隷となつたペン ペン、基地の女の素情、基地の子の生活につ いて) 夜の基地 (主眼目次―軍性的進駐史、現地報告、街娼混血児)	更生新聞社 著者に同じ 河 出 書 房	昭 28 28 28
西 田 実	河 出 書 房	昭 28
神 崎 清	河 出 書 房	昭 28
厚生省	雑誌「更生」九月号所載 婦人福祉年表、高橋美奈子作成 街娼の沿革	昭 27

官庁名	出版名	発行年度
厚生省	性病白書	昭28
警視庁 (防犯部保安課)	売春等取締条例施行の状況	昭25
法務省 (法制意見第四号)	「闇にさく花」(売春等取締の状況を記録)	昭25
(入植擁護局)	売春及び人身売買関係主要国立法例(その一)	昭27
(検務局)	人権擁護月報第一号	昭27
	売春取締関係資料集	昭27
	婦人及び児童の売買禁止に関する国際条約集	昭27
	千歳町実態調査報告	昭27
	東京における売春に係る風俗営業の実態	昭27
労働省 (婦人少年局)	風俗営業許可数及び取締状況調査書	昭27
	売春関係資料	昭27
	売春問題について(婦人問題会議記録)	昭27
	売春に関する法令	昭27
	売春問題の対策について(婦人少年問題審議会 題部会記録)	昭27
	売春関係判例集	昭27
	何故の紅い灯か!米国における組織的売春の反証!	昭27
	売春に関する資料!年表と文献目録	昭27

八〇

官庁名	出版名	発行年度
労働省 (婦人少年局)	売春に関する資料!年表と文献目録	昭28改訂
	売春問題の対策に関する答申書	昭28
	各国における売春対策	昭28
	風紀についての世論調査	昭28
	売春婦並びにその相手方の調査	昭28
	年少者の特殊雇用慣行	昭28

備考 地方庁及び国家地方警察関係のものは省略した

五 統計資料 全国におけ

(一) 全国における通稱赤線区域及びこれに準ずるものの概数

昭和27年6月

種別	箇所数	業者数	積込噸数	一区域(当り)		備考
				噸	業者数	
北海道	2	920	47000	40	130	許可取しの業者数はこの約倍数ある見込
青森	15	106	4226	2	5	
岩手	15	86	3558	1	2	
秋田	8	75	336	1	2	県下に散在するものすべて無計した 業者数の少ない地域を含まない
山形	9	55	204	1	3	
福島	53	190	467	1	1	
茨城	1	28	60	1	1	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
栃木	26	460	992	1	1	
群馬	22	226	477	1	1	
千葉	6	216	477	13	28	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
東京	220	276	234	5	12	
神奈川	13	286	535	9	26	
新潟	20	730	2400	5	15	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
富山	14	70	400	5	15	
石川	31	不	1068	不	1	
福井	9	855	765	4	8	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
山梨	3	152	462	4	8	
長野	3	130	不	4	8	
岐阜	不	684	1142	不	不	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
静岡	4	122	674	9	38	
愛知	26	375	1856	3	5	
三重	37	658	2534	3	5	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
滋賀	25	280	1075	2	4	
京都	7	177	383	8	8	
大阪	16	1383	3027	6	11	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
兵庫	13	934	3630	18	47	
奈良	12	247	755	2	11	
和歌山	3	74	382	17	104	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
徳島	13	294	859	5	10	
高松	4	77	205	11	25	
愛媛	5	62	106	3	27	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
香川	9	213	644	2	5	
岡山	13	354	1463	5	14	
広島	22	232	1824	1	3	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
山口	2	57	142	18	42	
徳島	2	199	452	10	23	
高松	3	63	346	10	62	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
香川	2	222	440	1	3	
岡山	12	1500	5500	1	3	
広島	6	92	340	8	35	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
山口	9	814	3174	10	23	
徳島	6	215	697	10	33	
高松	12	315	1062	2	7	業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人
香川	9	97	429	2	7	
岡山	29	516	2120	2	6	
広島	612	18047	57803			業者数と積込噸数は散在しているものを含む とは都区内で警視庁が許可を与えている地数、下は都域についての数 その地数増減の概数 13,000人

(二) 各道府県別種類別売替額一覽表

昭和28年5月 厚生省公衆衛生局財政課

県名	集			業	種	別	数			額			計		替		換	
	(1) 地区数	(2) 集数	(3) 集数				A (洋ペ)	B (和ペ)	C (その他)	計	A	B	正誤する者	計				
北海道	47	47	329.6	料理店飲食店	旅館	留屋	23.4	103.3	1,332.2	2,598.5	502	282	1,092	282	139	1,092	3.096	
青森	9	11	1,814	飲食店、料理店			1,097	75	548	1,720	134	139	139	134	229	385	5.15	
岩手	95	93	38.5	飲食店、料理店			1,040	150	440	1,630	110	250	360	110	250	360	1.60	
宮城	53	233	69.6	料理店飲食店	下宿		18	12	163	193	134	19	134	19	30	183	1.83	
秋山	4	41	107	料理店飲食店			442	54	221	713	108	29	137	108	29	137	3.00	
山形	48	392	1,086	飲食店、料理店			6	54	141	201	405	173	405	173	229	229	1.143	
福島	13	269	494	飲食店、料理店			235	58	327	327	337	330	337	337	330	337	6.67	
茨城	25	269	564	飲食店、料理店			1175	58	85	1,218	260	175	434	260	175	434	7.37	
栃木	24	25	550	飲食店、料理店			227	57	382	382	327	235	327	327	235	327	1.130	
群馬	20	196	654	飲食店、料理店			5400	320	6,300	6,300	2,281	2,499	2,499	2,281	2,499	2,499	4.780	
千葉	21	923	3,357	飲食店、料理店			7020	390	650	8,060	428	762	762	428	762	762	1.140	
東京	28	175	491	料理店			30	30	345	345	527	670	670	527	670	670	1.400	
神奈川	30	505	1,459	料理店飲食店			7	21	205	205	91	246	246	91	246	246	1.786	
新潟	41	133	363	料理店飲食店			375	200	600	600	154	153	153	154	153	153	4.09	
富山	15	87	183	飲食店、料理店	旅館		2	2	579	581	145	145	145	145	145	145	1.122	
石川	16	244	486	飲食店、料理店			220	66	217	503	388	408	408	388	408	408	1.025	
福井	15	303	1,251	飲食店、料理店			512	37	139	708	875	909	909	875	909	909	1.900	
岐阜	39	711	3,285	飲食店、料理店			355	148	2,436	2,939	629	668	668	629	668	668	1.599	
愛知	36	296	1,134	飲食店、料理店			100	25	83	120	208	295	295	208	295	295	1.794	
三重	8	187	285	飲食店、料理店			2370	50	655	1,408	450	450	450	450	450	450	1.091	
滋賀	13	237	3,797	飲食店、料理店			1,130	2,570	3,698	5,428	421	434	434	421	434	434	4.009	
京都	15	46	320	飲食店、料理店			1686	25	350	2,061	18	209	209	18	209	209	326	
奈良	31	401	992	飲食店、料理店			230	40	242	2,544	141	209	209	141	209	209	4.69	
和歌山	4	23	191	飲食店、料理店			359	30	77	107	31	4	76	31	4	76	1.11	
鳥取	5	62	253	飲食店、料理店			359	99	393	851	136	9	68	136	9	68	2.13	
島根	10	574	1,972	飲食店、料理店			232	75	118	495	85	317	317	85	317	317	7.03	
徳島	28	272	1,316	飲食店、料理店			232	239	352	593	43	112	170	43	112	170	3.97	
山口	2	76	191	飲食店、料理店			162	180	810	990	115	112	112	115	112	112	2.54	
高松	9	162	504	飲食店、料理店			232	1.3	1.04	117	103	85	103	103	85	103	5.45	
香川	5	195	596	飲食店、料理店			232	272	1,118	4,027	334	406	406	334	406	406	3.019	
愛媛	23	1,146	5,892	飲食店、料理店			10	90	569	679	67	135	135	67	135	135	3.20	
高知	62	322	1,324	飲食店、料理店			90	21	263	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
福岡	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
佐賀	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
熊本	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	110	6.18	
大分	14	141	700	飲食店、料理店			232	375	2,062	2,062	25	110	110	25	110	1		

(四) 売春婦の状況 (集計されたもの)

昭和27年1月～12月

1. 検挙の概数 2. 鑑察診断状況

項目別	検挙人数	検挙回数		検挙場所	項目別	総数	鑑察をしたもの		
		初犯	再犯以上				水計	鑑察	非鑑察
人数	22,406	14,146	15,336	家内	人数	22,406	26,325	4,994	21,826
%	100	63.0	68.0	屋外その他	%	100	89.3	15.3	74.0
	(100)	(400)	(100)			(100)	(94.4)	(18.0)	(92.4)
									3,151
									12.7
									(8.6)

3. 売人者の年令

年令別 項目別	総数	15才以下	17才～18才	19才～20才	21才～25才	26才～30才	31才～35才	36才～40才	41才以上
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数
人数	22,476	86	1,502	7.33	13,807	4.26	1,468	6.75	345
%	100	0.3	5.1	24.9	46.8	14.4	5.0	2.3	1.2
	(100)	(0.5)	(6.9)	(30.4)	(37.7)	(13.4)	(3.8)	(2.5)	(0.9)

4. 売人者の職業

5. 売人者の学歴

職業別 項目別	総数	無職	有職	検挙場所	学歴別 項目別	総数	小学校卒以下	中学校卒以下	高校卒以下	大学卒以下
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
人数	22,476	25.79	3,595	8.0	22,476	14.20	10,188	4.98	1,493	9.7
%	100	82.5	12.2	9.5	100	48.2	34.6	14.9	0.3	0.3
	(100)	(88.0)	(11.4)	(0.86)	(100)	(58.2)	(28.4)	(13.1)	(0.5)	(0.5)

1) 無職とは一定の正業をもたず、売人だけで生活しているものをいう。

2) 検挙後は独立生活を営まず、誰かに扶養されているものである。

6. 売人者の家庭状況

項目別	総数	家族と同居	単独にて同居以上の世帯での	一定の住居無
	人数	%	人数	%
人数	22,476	17.51	19,681	2,276
%	100	25.5	66.8	7.7
	(100)	(22.6)	(70.7)	(6.7)

7. 売人仲介状況

性 別		昭和27年1月～12月		昭和27年1月～12月	
項目別	検挙数	検挙率	検挙率	検挙率	検挙率
売人のあうけん取付したもの					
人数	3,704	2.09	9,674	10.11	

国家地方警察本部調

証

(1) () 内の数字は前年度の%

(2) 国警及び自警で検挙したものの総合計数である。

(五) 売春摘発及びその相手方についての調査結果概要

東京都検察庁 調査
財団法人少年局

調査の概要

- 調査期日 昭和27年9月上旬～12月中旬
- 調査対象 東京都内において売春摘発前被検者（違反者）として、上記期間中に検挙された地域に該当者に異なり、年齢161名、相手方の男性44名についてまとめたもの。
- 調査方法 東京地方検察庁において摘発の際、関係人等により調査表に記入。

1. 売春婦について

(1) 売春婦の本籍地

	実数	%
北海道	3	1.4
東北地方	31	13.0
関東地方	90	35.9
中部地方	23	9.2
近畿地方	12	4.8
中国地方	3	1.2
四国地方	2	0.8
九州地方	5	2.0
計	161	100.0

(2) 年齢

	実数	%
16～20歳	36	21.7
21～25歳	78	48.5
26～30歳	34	21.1
31～35歳	9	5.6
36歳以上	5	3.1
計	161	100.0

(3) 学歴

	実数	%
小学校程度	89	55.3
中学程度	67	41.6
専門学校以上	5	3.1
計	161	100.0

(4) 親の職業

	実数	%
職林業	16	9.9
薪炭採取	26	16.1
農林業	13	8.1
製造業	43	26.7
労働者	47	29.2
その他	17	10.6
不明	35	21.7
計	161	100.0

(5) 本人の職業

	実数	%
労働者	39	24.2
職林業	19	11.8
薪炭採取	1	0.6
製造業	3	1.9
労働者	3	1.9
その他	2	1.2
不明	26	16.1
計	161	100.0

(6) 結婚の状況

	実数	%
未婚	78	48.4
既婚	17	10.5
離婚	34	21.1
不明	20	12.4
計	161	100.0

(7) 両親の有無

	実数	%
両親あり	63	39.1
父のみ	14	8.7
母のみ	40	24.8
不明	34	21.2
計	161	100.0

(8) 子供の有無（前職者のみ）

	実数	%
0人	28	17.3
1人	25	15.5
2人以上	11	6.8
不明	47	29.2
計	161	100.0

(9) 生活態度

	実数	%
とても苦しい	42	26.1
少し苦しい	41	25.4
普通	60	37.3
善い	17	10.6
不明	11	6.8
計	161	100.0

(10) 現在の住居

	実数	%
自宅	36	22.4
下宿	19	11.8
同居	73	45.3
不定	3	1.9
不明	8	5.0
計	161	100.0

(11) 同居者の種類

	実数	%
夫（+その他）	3	1.9
妻	13	8.0
子	41	25.4
その他	25	15.5
不明	83	51.2
計	161	100.0

(12) 売春婦になった時の状況

	実数	%
女性	20	12.4
男性	134	83.6
不明	7	4.4
計	161	100.0

(13) 売春婦になつてからの年齢

	実数	%
1年未満	69	42.8
1～2年	34	21.1
3～4年	33	20.5
5～6年	16	9.9
7年以上	3	1.9
不明	16	10.0
計	161	100.0

(14) 電話の状況

	実数	%
有	13	8.1
無	148	91.9
不明	1	0.6
計	161	100.0

(15) 月収

	実数	%
5000円未満	4	2.4
5000～10000	21	13.0
10000～15000	23	14.3
15000～20000	31	19.2
20000～25000	31	19.2
25000～30000	29	18.0
30000円以上	19	11.8
不明	1	0.6
計	161	100.0

注：不明を除いた上での百分率である。

(16) 場所

	実数	%
自宅内	8	5.0
公衆浴場内	10	6.3
その他の屋外	12	7.5
計	16	100.0

(17) 相手

	実数	%
家族内	17	48.6
友人他客	6	16.7
計	16	100.0

(18) 性癖の利点

	実数	%
利点あり	3	18.8
利点なし	13	81.2
計	16	100.0

(19) 被害された回数

	実数	%
1回	7	43.8
2回	6	37.5
3回	1	6.3
4回以上	2	12.5
計	16	100.0

2 売春婦の相手になった男性について

(1) 年々へ

	実数	%
17～20才	3	18.8
21～25才	1	6.3
26～30才	1	6.3
31～35才	1	6.3
36～40才	1	6.3
41才以上	6	37.5
計	16	100.0

(2) 学歴

	実数	%
小学校卒業	1	6.3
中学校卒業	1	6.3
高等学校以上	14	87.5
計	16	100.0

(3) 職業

	実数	%
総計	23	57.5
主婦	1	2.5
学生	1	2.5
その他	21	50.0
計	24	100.0

(4) 月収

	実数	%
5000円未満	1	6.3
5000～10000円	9	56.3
10000～15000円	1	6.3
15000～20000円	7	43.8
20000円以上	1	6.3
計	16	100.0

(5) 結婚の状況

	実数	%
未婚	2	12.5
既婚	14	87.5
計	16	100.0

(6) 子供の有無 (被害者のみ)

	実数	%
0人	4	25.0
1人	4	25.0
2人	4	25.0
3人以上	4	25.0
計	16	100.0

(7) 家産の状況

	実数	%
円満	4	25.0
不睦	1	6.3
不明	3	18.8
計	16	100.0

(8) 望望

	実数	%
1回	1	6.3
2回	4	25.0
3回	1	6.3
4回以上	1	6.3
不明	13	81.2
計	16	100.0

(9) 遊びに行った回数

	実数	%
誘惑されて	1	6.3
性的興味	2	12.5
乗客の故障	1	6.3
その他	12	75.0
計	16	100.0

(10) 遊びに行ったときの状況

	実数	%
酒をのんでみた	3	18.8
酒をのんでいなかた	1	6.3
無回答	12	75.0
計	16	100.0

(11) 場所

	実数	%
娯楽の場	1	6.3
娯楽の場	2	12.5
自家用車内	1	6.3
その他の屋外	12	75.0
計	16	100.0

(12) 遊びの回数

	実数	%
1回	4	25.0
2回	4	25.0
3回	1	6.3
4回以上	1	6.3
不明	10	62.5
計	16	100.0

(六) 風 紀 に 関 す る 世 論

国立世論調査所 調査
管内、省、婦人少年局

調査の概要

○ 調査期日 昭和28年3月14日～30日

○ 調査対象方法層は多数無作為抽出法によって選んだ全国各都府県の男子3,000名について面接調査したもの。

回収率85.30%

質問と結果

質問 終戦後、所謂、遊童等の公娼は、廃止になりましたが、現在でもそれに似た場所がありますが——
そういう所で商売している大連(病童期)に、あなたは、どんな感情を持たれますか。

同情的	同情的	18
	比較的同情的	11
小計		29
反感	反感	32
	比較的反感的	12
小計		44
どちらともいえない		4
別にたがとも感じない		23
不明		
計		100%

質問 そのような所の文藝は、どうして、その振返、両方に入つたのだと思いますか。その他の理由はありませうか。

社会的理由	主として生活維持、経済的理由	53
	その他(家庭の不和、敗戦の結果等)	7
生活維持その他		4
小計		64
個人の動機		13
どちらともいえない		3
個人、社会的、両方		13
不明		7
計		100%

質問 どのような事情があるにせよ、あいつらに口をさするのは、ともかく悪いことだと思いませんか。そうは思いませんか。

肯定的	罪悪感がある	84
	悪いことではない	5
否定的		3
どちらともいえない		7
不明		3
計		100%

質問 男の人がさういふ所を文藝びすること、どう思いますが、——そういう所で遊ぶことは、悪い事だと思いませんか。悪いことではないと思いませんか。

肯定的	悪いことではない	7
	何ともいえない	16
否定的		76
不明		1
計		100%

質問 男の人がさういふ所を文藝びすること、どう思いますが、——遊童者でも悪いと思いませんか。遊童者(おぐさんのある人)が行くのはどうですか。——遊童者でも悪いと思いませんか。遊童者が行つても悪いことではない。遊童者が行かない場合もある。

質問 男の式遊びが悪いと思うのは何故ですか。

家庭不和の原因	29
性病の伝染	30
金の浪費	12
墮落不良化の原因	11
犯罪の原因	15
次の人格の冒瀆	2
道徳上	14
凡庸上	5
その他	7
不明	13
計。(M. A.)	100%

質問 この問題については、そういう所帯をする式遊びを家において南面をさせている業者（経営者）があるわけですが、そういう業者（経営者）については、どう思いますか。そういう事を南面にするのは、悪いと思いますか。それは悪いまじか。

悪いことではない	11
商売だから仕方ない	14
悪い	70
不明	5
計	100%

質問 それでは、そのような場所所は、社会によって何か必要があると思いますか。必要だと思われる場合は、全然ないと思いますか（あるという者には）どんなことですか。その他には

必要と思う	27
ある程度必要	25
不必要	38
不明	3
計	100%

必要性の理由

男の本能要求	16
女性の保護	19
風紀秩序の維持	4
その他	5
不明（不備を含む）	8
計	52%

質問 実際には、なくするかどうかは別として、あなたの気持ちとしては、なくしたいと悪く思いますが、悪く思いませんか。

あつた方がよい	17
何ともいえない	14
なくしたい	69
計	100%

質問 実際問題として、そういう所はなくすことは出来ると思えますか。やり方によっては、少くすることは出来ると思えますか。

なくすことが出来る	103(15)
少くすることは出来る	45(65)
何ともいえない	5(7)
出来ない	4(6)
不明	5(7)
小計	69(100%)

何ともいえない

あった方がよい

計 100%

廣 向 必要とされている奥と解きとを両方考えた上で、今の社会にとってそういう所はあった方がよいと
思いますか。ない方がよいと思えますか。

あった方がよい

何とも云えない

ない方がよい

不明

計 100%

廣 向 (なくすことが出来る、少くすることが出来るというものに)それでは、なくすために(少くする
ために)はどうしたらよいと思えますか。

取替れ 17(31)

一定地域営業規模の厳正化 5(9)

男女の自覚、意識を高める 11(21)

販を与える、生活を保障する 9(17)

その 6(11)

不明 11(21)

小計 55(100%)

あった方がよい 45

なくしたいがなくはない 100%

計 100%

廣 向 それでは、なくすため(少くするため)に法律を廃止するのはどうでしょう。

賛成 37

反対 37

態度不明 26

計 100%

廣 向 外人相手の大連(亮泰婦)をあなたはどう思いますか。

同情的 10

比較的同情的 11

小計 21

友感的 44

比較的朋友感的 16

小計 60

どちらともいえない 2

別に何とも感じない、不明 13

外人相手の女のことには全然知らない 4

計 100%

廣 向 そういう大連がいるために、どんな弊害があると思えますか。その前は

世帯の伝染 6

混血児の出生 10

風紀、道徳の低下 19

子供の教育と 33

在連の青年男子に刺激を与える 4

娘、若い女に悪影響を及ぼす 10 21

突然と在連の青年に 7

日本人として劣等感を感じる 4

その他 3

不明 10

弊害なし 4

外人相手の女のことにはわからない 4

計 100%

質問 いろいろな意見がなければ何も困ることはないと思いますが、どんなことでですか。

- 1 一般婦女子への危害 3 0
- 2 一般市民への危害（家庭侵入等） 4
- 3 土地がまびれる 2
- 4 その他 1
- 5 何となく困る（はつきりしないが困るような気がするというもの） 5
- 6 不明 1 5
- 7 外人相手の女めことば知らない 4
- 8 困ることがない 3 8

質問 それではそういう被害をさけるために、どうしたらよいと思えますか。その他基礎の風紀問題の対策について何か御意見はありますか。

- 1 駐留軍が撤退してほしい 1 5
- 2 本国が戻来を許して来てほしい 3
- 3 その他 3
- 4 人目につかぬようにしてほしい 2 4
- 5 取締の強化と法律の強化 1 2
- 6 更生の道をさえよ（恥を与えよ） 1 0
- 7 本人の自覚反省を促す 2 6
- 8 学校教育家庭の指導により青少年の不良化を防ぐ 6
- 9 その他 5
- 10 小計（MAで合計は少くなる） 5 2
- 11 不明 3 4
- 12 外人相手の女めことば何も知らない。 4
- 13 計（MA） 1 0 0 %

(註) MA (Multi-Answer) とは一つの質問に対して一人で二つ以上答えてよいもので、従って計は100%以上となる。

(北) 婦人福祉施設 (特殊婦人寮) 厚生省社会局生活課 昭和27年7月調

府県別	施設名	委託団体	収容定員	現在員	授産種目
宮城	婦人厚生寮	県友木一	50	38	ミシン縫製作業、袋縫(ウイゴ)、クリーニング縫製
東京	聖友生寮	救世	50	17	電気器具部品加工、器母はがし
〃	新婦人寮	〃	80	81	刺しゅう、造花、手袋、漬物、袋張
〃	幡ヶ谷学園	母を養育の会	50	47	洋裁、編物、袋刺、容器加工
〃	慈恵寮	慈恵の会	30	35	洋裁、編物、手芸
〃	〃	〃	80	41	〃
神奈川	むつみ寮	横浜入国協会	20	19	ミシン加工、衣服縫製
〃	白百合寮	聖体孔聖会	100	57	ミシン縫製
〃	若草寮	厚生会	50	35	ミシン縫製、縫製、縫製
〃	富士見寮	富士見寮	100	62	ミシン縫製、縫製、縫製
愛知	アソカ学園	無量有量	50	42	毛布のふき加工、袋はり
大阪	朝野学園	救世	80	84	製鉄、洋裁、毛糸編物
兵庫	姫路婦人寮	生野	50	58	玩具加工
〃	神戸婦人寮	救世	50	45	ナフキンのふき縫、アイロン加工
〃	戸畑婦人寮	救世	100	89	輸出工芸品加工、編物、洋裁
福岡	福岡婦人寮	救世	30	33	人形(布製)ミシン縫製
計	17ヶ所	〃	1030	846	ミシン作業園芸

一九五三年十月 日印刷

一九五三年十月 日發行

編集兼 東京都千代田区大手町一の七

發行人 労働省婦人少年局

印刷人 荏原 謙

印刷所